

半 期 報 告 書

(第134期中) 自 平成15年 4月 1日
至 平成15年 9月30日

みずほ信託銀行株式会社

(502004)

第134期中（自平成15年4月1日 至平成15年9月30日）

半 期 報 告 書

- 本書は半期報告書を証券取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、平成15年12月19日に提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書を末尾に綴じ込んであります。

みずほ信託銀行株式会社

目 次

	頁
第134期中 半期報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	5
3 【関係会社の状況】	6
4 【従業員の状況】	7
第2 【事業の状況】	8
1 【業績等の概要】	8
2 【生産、受注及び販売の状況】	37
3 【対処すべき課題】	37
4 【経営上の重要な契約等】	38
5 【研究開発活動】	38
第3 【設備の状況】	39
1 【主要な設備の状況】	39
2 【設備の新設、除却等の計画】	39
第4 【提出会社の状況】	40
1 【株式等の状況】	40
2 【株価の推移】	45
3 【役員の状況】	45
第5 【経理の状況】	46
1 【中間連結財務諸表等】	47
2 【中間財務諸表等】	105
第6 【提出会社の参考情報】	136
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	137
中間監査報告書	
前中間連結会計期間	139
当中間連結会計期間	141
前中間会計期間	143
当中間会計期間	145

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成15年12月19日

【中間会計期間】 第134期中(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)

【会社名】 みずほ信託銀行株式会社

【英訳名】 Mizuho Trust & Banking Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 衛 藤 博 啓

【本店の所在の場所】 東京都中央区八重洲一丁目2番1号

【電話番号】 東京(3278)8111(大代表)

【事務連絡者氏名】 財務企画部次長 松 下 修

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区八重洲一丁目2番1号

【電話番号】 東京(3278)8111(大代表)

【事務連絡者氏名】 財務企画部次長 松 下 修

【縦覧に供する場所】 みずほ信託銀行株式会社浦和支店
(さいたま市浦和区高砂二丁目6番18号)

みずほ信託銀行株式会社横浜支店
(横浜市西区北幸一丁目6番1号)

みずほ信託銀行株式会社千葉支店
(千葉市中央区新町1000番地)

みずほ信託銀行株式会社名古屋支店
(名古屋市中区栄三丁目2番6号)

みずほ信託銀行株式会社大阪支店
(大阪市北区曽根崎二丁目11番16号)

みずほ信託銀行株式会社神戸支店
(神戸市中央区三宮町一丁目3番1号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目6番10号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成13年度 中間連結 会計期間	平成14年度 中間連結 会計期間	平成15年度 中間連結 会計期間	平成13年度	平成14年度
		(自平成13年 4月1日 至平成13年 9月30日)	(自平成14年 4月1日 至平成14年 9月30日)	(自平成15年 4月1日 至平成15年 9月30日)	(自平成13年 4月1日 至平成14年 3月31日)	(自平成14年 4月1日 至平成15年 3月31日)
連結経常収益	百万円	116,724	108,472	115,213	215,068	219,854
うち連結信託報酬	百万円	6,686	8,066	26,864	14,622	35,551
連結経常利益 (は連結経常損失)	百万円	105,484	1,267	14,779	157,948	60,689
連結中間純利益 (は連結中間純損失)	百万円	123,968	5,404	16,758		
連結当期純損失	百万円				179,139	104,313
連結純資産額	百万円	187,010	242,244	309,480	266,222	259,044
連結総資産額	百万円	6,699,417	5,978,847	5,802,376	6,175,819	6,081,908
1株当たり純資産額	円	12.66	9.50	7.85	1.29	2.18
1株当たり中間純利益 (は1株当たり 中間純損失)	円	42.43	1.84	3.33		
1株当たり当期純損失	円				61.31	34.35
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	円		0.80	1.90		
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円					
連結自己資本比率 (国際統一基準) (国内基準)	%	7.00	10.10	12.44	10.96	11.23
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	78,484	179,134	59,745	116,857	95,193
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	143,988	72,373	129,947	528,432	112,711
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	8,558	59,590	3,250	65,371	129,594
現金及び現金同等物の 中間期末残高	百万円	260,383	357,063	226,148		
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円				523,414	412,592
従業員数 (外、平均臨時従業員数)	人	3,019 (471)	2,978 (486)	4,121 (502)	2,937 (479)	4,039 (894)
信託財産額	百万円	5,285,162	5,435,219	37,907,461	5,555,069	38,973,150

- (注) 1 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 平成13年度の1株当たり純資産額は、(中間)期末連結純資産額から「(中間)期末発行済優先株式数×発行価額」を控除した金額を、(中間)期末発行済普通株式数(「自己株式」及び「子会社の所有する親会社株式」を除く)で除して算出しております。
- 3 平成13年度の1株当たり当期純利益(又は当期純損失)及び1株当たり中間純利益(又は中間純損失)は、連結当期純利益(又は連結当期純損失)、連結中間純利益(又は連結中間純損失)から、それぞれ該当期の優先株式配当金総額を控除した金額を、(中間)期中平均発行済普通株式数(「自己株式」及び「子会社の所有する親会社株式」を除く)で除して算出しております。
- 4 平成14年度中間連結会計期間から、「1株当たり純資産額」、「1株当たり中間(当期)純利益(又は中間(当期)純損失)」及び「潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
- また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 5 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき作成しております。なお、当社は、平成14年度中間連結会計期間までは国内基準、平成14年度から国際統一基準を採用しております。
- 6 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係るものを記載しております。なお、該当する業務を営む会社は提出会社1社です。

(2) 提出会社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第132期中	第133期中	第134期中	第132期	第133期
決算年月		平成13年9月	平成14年9月	平成15年9月	平成14年3月	平成15年3月
経常収益	百万円	106,495	70,115	93,342	193,591	164,983
うち信託報酬	百万円	6,686	8,066	26,864	14,622	35,551
経常利益 (は経常損失)	百万円	105,157	2,620	14,268	162,791	60,081
中間純利益 (は中間純損失)	百万円	123,681	5,283	17,469		
当期純損失	百万円				181,168	105,080
資本金	百万円	337,231	247,231	247,231	247,231	247,231
発行済株式総数 普通株式 優先株式	千株	2,921,515 300,000	2,921,515 1,100,000	5,024,755 1,100,000	2,921,515 1,100,000	5,024,755 1,100,000
純資産額	百万円	190,690	244,813	310,440	267,652	260,729
総資産額	百万円	6,850,241	6,079,097	5,757,559	6,283,708	6,077,797
預金残高	百万円	2,669,761	2,760,410	2,721,417	2,704,027	2,822,861
貸出金残高	百万円	3,666,670	3,525,231	2,945,499	3,409,903	3,414,209
有価証券残高	百万円	1,755,997	1,284,081	1,554,753	1,412,946	1,298,410
1株当たり中間配当額	円					
1株当たり配当額	円					
単体自己資本比率 (国際統一基準) (国内基準)	%	7.11	10.17	11.91	10.99	11.30
従業員数 (外、平均臨時従業員数)	人	1,911 (450)	1,905 (471)	2,775 (460)	1,872 (459)	2,638 (472)
信託財産額	百万円	5,285,162	5,435,219	37,907,461	5,555,069	38,973,150
信託勘定貸出金残高	百万円	1,069,991	893,085	1,343,357	951,939	1,558,569
信託勘定有価証券残高	百万円	465,557	189,109	4,888,513	329,690	4,105,606

(注) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 【事業の内容】

当社グループは、当社、子会社16社(うち連結子会社16社)及び関連会社1社(うち持分法適用関連会社1社)で構成されており、信託銀行業務を中心に信用保証業務等の金融サービス業務を展開しております。また、当社の親会社は株式会社みずほフィナンシャルグループであります。

当中間連結会計期間においては、事業内容の重要な変更はありません。

なお、当社グループは、みずほ銀行、みずほコーポレート銀行とともに、平成15年度上期より「みずほの『企業再生プロジェクト』」をスタートし、企業再生の早期実現と、信用創造機能の一段の強化を行う体制を整備いたしました。具体的には、当社の直接子会社として、再生専門子会社1社(株式会社みずほアセット)を設立し、再生・リストラニーズのあるお取引先の債権を再生専門子会社に分離いたしました。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、新たに当社の連結子会社となった会社は次のとおりであります。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な 事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	当社との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務 提携
(連結子会社) 株式会社 みずほアセット	東京都 中央区	34,431	貸金業	100.0	5 (5)		預金取引関係 業務委託関係	当社より建 物、事務機械 の一部を賃借	

(注) 1 特定子会社であります。

2 「当社との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当社の役員(内書き)であります。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成15年9月30日現在

	銀行信託部門	金融関連部門	その他業務部門	合計
従業員数(名)	2,988 (460)	49 (7)	1,084 (35)	4,121 (502)

- (注) 1 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。
2 嘱託及び臨時従業員数は、()内に当中間連結会計期間の平均人員を外書で記載しております。

(2) 当社の従業員数

平成15年9月30日現在

従業員数(名)	2,775 (460)
---------	----------------

- (注) 1 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。
2 従業員数は、取締役を兼務しない執行役員を含んでおりません。
3 嘱託及び臨時従業員数は、()内に当中間会計期間の平均人員を外書で記載しております。
4 当社の従業員組合は、みずほフィナンシャルグループ従業員組合と称し、当社における組合員数は2,647人であります。
労使間においては特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

〔業績〕

(金融経済環境)

当中間連結会計期間における経済情勢は、海外ではイラク情勢が短期間に進展する一方、米国金融当局によるデフレ警戒声明等により景気の不透明感が根強く残ったものの、6月以降は米国において減税政策の効果が始まるなど、景気指標の好転を背景に持ち直しの兆しが見られました。

わが国では実体経済が下げ止まりもしくは改善の動きを見せるなど、デフレ懸念も急速に払拭されつつあるものの、雇用・所得環境の大幅な改善には至らない情勢が続いており、さらには円高や長期金利の上昇など、景気の先行きに不安要因が残っています。

金融資本市場の情勢では、日経平均株価は一時バブル崩壊後最安値をつけたものの、欧米株式の回復や日本の経済底入れ期待を背景に回復基調をたどり、9月には1万1千円台まで上昇しました。長期金利は6月に10年国債で0.4%台まで低下した後、景況感回復等や株高・債券安のトレンドが強まるなか9月には1.6%台まで上昇しました。円の対米ドル相場はおおむね115円～120円で推移していましたが、9月の7カ国財務相・中央銀行総裁会議(G7)で介入牽制を示唆する声明が出されたことから円高が進みました。

(経営方針)

当社は、平成15年3月12日のみずほアセット信託銀行とみずほ信託銀行との合併により、新「みずほ信託銀行」としてスタートいたしました。

新「みずほ信託銀行」は、「みずほフィナンシャルグループにおけるフルライン信託銀行として、グローバルスタンダードに適った最高水準のサービスをお客さまに提供する」こと、及び「お客さま、株主、市場から高く評価され、広く社会から信頼される、我が国を代表するリーディングトラストバンクを目指す」ことを基本理念として、多様化、高度化するお客さまのニーズにお応えし、あらゆるビジネスチャンスを追求してまいります。

また、さらなる経営合理化と効率化を加速し、安定的な収益力の確保、企業価値の増大、そして市場からの高い評価の獲得を実現し、お客さまのご満足をさらに高めるために「最強の信託銀行」を目指してまいります。

(業績)

当社は、厳しい金融・経済環境の中、新「みずほ信託銀行」として、合併によるシナジー効果の発揮およびみずほフィナンシャルグループ各社との一層の連携推進により、年金、証券管理、証券代行、債権流動化、不動産等の財産管理業務において引き続き安定した業績を上げるとともに、業務の効率化等による営業経費の圧縮を継続してまいりました。この結果、当中間期の連結経常収益は1,152億円、連結経常利益は147億円となりました。さらに、東京都外形標準課税訴訟の和解に伴う還付税金等41億

円、退職給付会計による過去勤務債務の償却額等144億円及び厚生年金基金の代行返上益11億円を含む特別利益208億円、動産不動産処分損43億円を含む特別損失51億円、ならびに税効果会計による法人税等調整額130億円などの所要額を加減したうえで、中間純利益は167億58百万円となりました。

総資産につきましては、前年度末比2,795億円減少し5兆8,023億円となりました。このうち、貸出金は2,688億円減少し3兆997億円、有価証券は1,596億円増加し1兆4,608億円であります。総負債は、前年度末比3,980億円減少し5兆4,229億円となりました。このうち預金は1,252億円減少して2兆7,738億円であります。資本勘定につきましては、中間純利益の計上やその他有価証券評価差額金の増加等により、前年度末比504億円増加し3,094億円となっております。

また、所在地別セグメントの業績は、日本については経常収益1,093億円、経常利益166億円、その他地域(米州、欧州)については経常収益66億円、経常損失18億円となりました。

連結自己資本比率(国際統一基準)につきましては、12.44%となっております。

なお、信託勘定(当社単体)につきましては、信託財産総額は前年度末比1兆656億円減少し37兆9,074億円となりました。

〔キャッシュ・フロー〕

営業活動によるキャッシュ・フローは前年同期比1,193億円増加して597億円の支出となりました。キャッシュ・フローの主な構成要因はコールローン等の増加、貸出金の減少等であります。

投資活動によるキャッシュ・フローは前年同期比2,023億円減少して1,299億円の支出となりました。キャッシュ・フローの主な構成要因は有価証券の取得による支出が売却・償還による収入を上回ったこと等であります。

財務活動によるキャッシュ・フローは前年同期比628億円増加して32億円の収入となりました。キャッシュ・フローの主な構成要因は劣後特約付社債の償還、連結子会社に対する少数株主からの払込みによる収入等であります。

以上の結果、現金及び現金同等物の中間期末残高は前年同期比1,309億円減少して2,261億円となりました。

(1) 国内業務部門・国際業務部門別収支

信託報酬は国内業務部門のみで前年同期比187億98百万円増加し、268億64百万円となり、資金運用収支は国内業務部門で前年同期比47億23百万円減少し、182億36百万円、国際業務部門で12億34百万円増加し、3億19百万円となり、相殺消去を調整の上、合計では前年同期比34億48百万円減少して178億96百万円となりました。

また、役務取引等収支は国内業務部門で前年同期比48億21百万円増加し、227億99百万円、国際業務部門で8億85百万円増加し、9億1百万円となり、相殺消去額を調整の上、合計では前年同期比23億77百万円増加して177億57百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
信託報酬	前中間連結会計期間	8,066			8,066
	当中間連結会計期間	26,864			26,864
資金運用収支	前中間連結会計期間	22,959	1,554	60	21,345
	当中間連結会計期間	18,236	319	19	17,896
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	35,817	7,927	1,990	41,754
	当中間連結会計期間	31,136	6,817	1,711	36,242
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	12,857	9,482	1,930	20,408
	当中間連結会計期間	12,900	7,137	1,691	18,345
役務取引等収支	前中間連結会計期間	17,977	15	2,613	15,380
	当中間連結会計期間	22,799	901	5,943	17,757
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	19,970	85	2,701	17,354
	当中間連結会計期間	31,434	2,830	6,155	28,109
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	1,992	69	87	1,974
	当中間連結会計期間	8,635	1,929	212	10,352
特定取引収支	前中間連結会計期間	510	1,100		1,611
	当中間連結会計期間	683	1,200		517
うち特定取引収益	前中間連結会計期間	510	1,100		1,611
	当中間連結会計期間	672	1,200		528
うち特定取引費用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	10			10
その他業務収支	前中間連結会計期間	1,721	2,815	1	4,535
	当中間連結会計期間	2,219	2,955	85	5,089
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	1,801	3,215	1	5,015
	当中間連結会計期間	3,455	3,895	107	7,244
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	79	399		479
	当中間連結会計期間	1,236	940	21	2,155

(注) 1 国内業務部門は当社の円建取引及び国内子会社の取引、国際業務部門は当社の外貨建取引及び海外子会社の取引であります。ただし、当社の円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 「相殺消去額()」には、当社の国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借取引、ならびに、連結会社相互間で行われた取引に係るものを記載しております。

3 資金調達費用は金銭の信託運用見合額の利息(前中間連結会計期間2百万円、当中間連結会計期間0百万円)を控除して表示しております。

(2) 資金運用 / 調達の状況

国内業務部門における資金運用勘定の平均残高は前年同期比356億24百万円増加して4兆8,067億65百万円、利回りは同0.2%低下して1.29%、資金調達勘定の平均残高は前年同期比559億62百万円減少して4兆8,957億88百万円、利回りはほぼ横ばいで0.52%となりました。

また、国際業務部門における資金運用勘定の平均残高は前年同期比1,088億92百万円増加して7,954億34百万円、利回りは前年同期比0.59%低下して1.71%、資金調達勘定の平均残高は前年同期比1,068億49百万円増加して8,090億81百万円、利回りは同0.93%低下して1.75%となりました。

国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	4,771,140	35,817	1.49
	当中間連結会計期間	4,806,765	31,136	1.29
うち貸出金	前中間連結会計期間	3,382,827	31,526	1.85
	当中間連結会計期間	3,284,169	26,915	1.63
うち有価証券	前中間連結会計期間	1,109,659	3,409	0.61
	当中間連結会計期間	956,491	3,077	0.64
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	25,413	0	0.00
	当中間連結会計期間	221,257	6	0.00
うち買現先勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	7,008	0	0.01
うち預け金	前中間連結会計期間	1,744	0	0.02
	当中間連結会計期間	6,672	0	0.00
資金調達勘定	前中間連結会計期間	4,951,750	12,857	0.51
	当中間連結会計期間	4,895,788	12,900	0.52
うち預金	前中間連結会計期間	2,664,322	5,266	0.39
	当中間連結会計期間	2,698,610	4,920	0.36
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	401,803	303	0.15
	当中間連結会計期間	450,927	110	0.04
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	333,280	9	0.00
	当中間連結会計期間	327,649	15	0.00
うち売現先勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	1,662	0	0.05
うちコマース・ペーパー	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	30,243	11	0.07
うち借入金	前中間連結会計期間	114,199	1,301	2.27
	当中間連結会計期間	128,775	1,107	1.71

(注) 1 当社の平均残高は、日々の残高の平均に基づいて算出してあります。また、子会社については、半期毎の残高に基づく平均残高を利用してあります。

2 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間293,347百万円、当中間連結会計期間183,029百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前中間連結会計期間1,100百万円、当中間連結会計期間301百万円)及び利息(前中間連結会計期間2百万円、当中間連結会計期間0百万円)を、それぞれ控除して表示してあります。

3 国内業務部門は当社の円建取引及び国内子会社の取引であります。ただし、当社の円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めてあります。

国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	686,542	7,927	2.30
	当中間連結会計期間	795,434	6,817	1.71
うち貸出金	前中間連結会計期間	229,476	2,104	1.82
	当中間連結会計期間	155,470	1,340	1.71
うち有価証券	前中間連結会計期間	307,343	5,312	3.44
	当中間連結会計期間	373,781	4,558	2.43
うちコールローン及び 買入手形	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	10,462	41	0.78
うち買現先勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引支払 保証金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち預け金	前中間連結会計期間	147,611	437	0.59
	当中間連結会計期間	245,722	773	0.62
資金調達勘定	前中間連結会計期間	702,231	9,482	2.69
	当中間連結会計期間	809,081	7,137	1.75
うち預金	前中間連結会計期間	58,683	481	1.63
	当中間連結会計期間	104,743	706	1.34
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うちコールマネー及び 売渡手形	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	216	2	2.15
うち売現先勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引受入 担保金	前中間連結会計期間	214,080	2,590	2.41
	当中間連結会計期間	306,566	2,191	1.42
うちコマーシャル・ ペーパー	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち借入金	前中間連結会計期間	117,952	717	1.21
	当中間連結会計期間	91,150	623	1.36

(注) 1 当社の平均残高は、日々の残高の平均に基づいて算出しております。また、子会社については、半期毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間33百万円、当中間連結会計期間28百万円)を控除して表示しております。

3 国際業務部門は当社の外貨建取引、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等及び海外子会社の取引であります。

合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺 消去額 ()	合計	小計	相殺 消去額 ()	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	5,457,682	406,760	5,050,922	43,745	1,990	41,754	1.64
	当中間連結会計期間	5,602,200	460,233	5,141,966	37,954	1,711	36,242	1.40
うち貸出金	前中間連結会計期間	3,612,304	229,996	3,382,308	33,631	1,642	31,989	1.88
	当中間連結会計期間	3,439,640	185,254	3,254,385	28,255	1,291	26,964	1.65
うち有価証券	前中間連結会計期間	1,417,003	5,639	1,411,363	8,721		8,721	1.23
	当中間連結会計期間	1,330,272	63,632	1,266,639	7,636	16	7,620	1.20
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	25,413		25,413	0		0	0.00
	当中間連結会計期間	231,719		231,719	47		47	0.04
うち買現先勘定	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間							
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間	7,008		7,008	0		0	0.01
うち預け金	前中間連結会計期間	149,355	1,205	148,150	437	0	437	0.58
	当中間連結会計期間	252,394	4,056	248,338	773	31	741	0.59
資金調達勘定	前中間連結会計期間	5,653,982	391,158	5,262,823	22,339	1,930	20,408	0.77
	当中間連結会計期間	5,704,869	390,393	5,314,476	20,037	1,691	18,345	0.68
うち預金	前中間連結会計期間	2,723,005	1,110	2,721,895	5,747	0	5,747	0.42
	当中間連結会計期間	2,803,353	4,105	2,799,248	5,627	26	5,601	0.39
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	401,803	150	401,653	303	0	303	0.15
	当中間連結会計期間	450,927		450,927	110		110	0.04
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	333,280		333,280	9		9	0.00
	当中間連結会計期間	327,865		327,865	17		17	0.01
うち売現先勘定	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間							
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	214,080		214,080	2,590		2,590	2.41
	当中間連結会計期間	308,228		308,228	2,192		2,192	1.41
うち コマースナル・ ペーパー	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間	30,243		30,243	11		11	0.07
うち借入金	前中間連結会計期間	232,152	192,554	39,597	2,019	845	1,174	5.91
	当中間連結会計期間	219,926	168,995	50,930	1,730	669	1,060	4.15

(注) 1 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間293,380百万円、当中間連結会計期間183,057百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前中間連結会計期間1,100百万円、当中間連結会計期間301百万円)及び利息(前中間連結会計期間2百万円、当中間連結会計期間0百万円)を、それぞれ控除して表示しております。

2 「相殺消去額()」には、当社の国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借取引、ならびに、連結会社相互間で行われた取引に係るものを記載しております。

(3) 役務取引の状況

役務取引等収益は、前年同期比107億55百万円増加して281億9百万円となりました。その内訳は、主として国内業務部門の信託関連業務180億3百万円、代理業務17億46百万円であります。

また、役務取引費用は、前年同期比83億78百万円増加して103億52百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	19,970	85	2,701	17,354
	当中間連結会計期間	31,434	2,830	6,155	28,109
うち信託関連業務	前中間連結会計期間	8,909		56	8,853
	当中間連結会計期間	16,580	1,467	44	18,003
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	353	0		354
	当中間連結会計期間	256	0	0	256
うち為替業務	前中間連結会計期間	130	8	1	137
	当中間連結会計期間	204	5	0	208
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	210			210
	当中間連結会計期間	215	153		368
うち代理業務	前中間連結会計期間	1,071			1,071
	当中間連結会計期間	1,319	431	4	1,746
うち保証業務	前中間連結会計期間	783	72		856
	当中間連結会計期間	719	42		762
役務取引等費用	前中間連結会計期間	1,992	69	87	1,974
	当中間連結会計期間	8,635	1,928	212	10,352
うち為替業務	前中間連結会計期間	66	0		67
	当中間連結会計期間	117	0		117

(注) 1 国内業務部門は当社の円建取引及び国内子会社の取引、国際業務部門は当社の外貨建取引及び海外子会社の取引であります。ただし、当社の円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

2 「相殺消去額()」には、連結会社相互間で行われた取引に係るものを記載しております。

(4) 特定取引の状況

特定取引収益・費用の内訳

特定取引収益は、国内業務部門で前年同期比11億83百万円減少して 6億72百万円、国際業務部門で特定取引有価証券収益を中心に前年同期比1億円増加して12億円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前中間連結会計期間	510	1,100	1,611
	当中間連結会計期間	672	1,200	528
うち商品有価証券収益	前中間連結会計期間	23		23
	当中間連結会計期間			
うち特定取引有価証券収益	前中間連結会計期間	78	244	323
	当中間連結会計期間	10	378	389
うち特定金融派生商品収益	前中間連結会計期間	408	856	1,264
	当中間連結会計期間	683	822	138
うちその他の特定取引収益	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
特定取引費用	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	10		10
うち商品有価証券費用	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	10		10
うち特定取引有価証券費用	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち特定金融派生商品費用	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うちその他の特定取引費用	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			

(注) 1 内訳科目はそれぞれの収益と費用で相殺し、収益が上回った場合には収益欄に、費用が上回った場合には費用欄に、上回った純額を計上しております。

2 特定取引勘定を設置しているのは提出会社1社であります。

特定取引資産・負債の内訳(未残)

特定取引資産は、前年同期比545億11百万円減少して695億19百万円となりました。その内訳は、主として特定金融派生商品686億31百万円であります。他方、特定取引負債は前年同期比357億31百万円減少して869億14百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	前中間連結会計期間	3,249	120,781	124,031
	当中間連結会計期間	1,803	67,716	69,519
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	1,890		1,890
	当中間連結会計期間	888		888
うち商品有価証券 派生商品	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	0		0
うち特定取引 有価証券	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち特定取引 有価証券派生商品	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	0		0
うち特定金融派生商品	前中間連結会計期間	1,358	120,781	122,140
	当中間連結会計期間	914	67,716	68,631
うちその他の 特定取引資産	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
特定取引負債	前中間連結会計期間	1,399	121,246	122,645
	当中間連結会計期間	1,522	85,392	86,914
うち売付商品債券	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち商品有価証券 派生商品	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち特定取引売付 債券	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち特定取引 有価証券派生商品	前中間連結会計期間	158	36	194
	当中間連結会計期間			
うち特定金融派生商品	前中間連結会計期間	1,241	121,210	122,451
	当中間連結会計期間	1,522	85,392	86,914
うちその他の 特定取引負債	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			

- (注) 1 国内業務部門は当社の円建取引及び国内子会社の取引、国際業務部門は当社の外貨建取引であります。ただし、当社の円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。
- 2 特定取引勘定を設置しているのは提出会社1社であります。

(5) 「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は、提出会社1社です。

信託財産の運用 / 受入状況(信託財産残高表)

資産				
科目	前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日現在)		当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日現在)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	893,085	16.43	1,343,357	3.54
有価証券	189,109	3.48	4,888,513	12.89
信託受益権	296,462	5.46	23,400,493	61.73
受託有価証券	9,971	0.18	415,206	1.10
貸付有価証券			97,714	0.26
金銭債権	713,852	13.13	3,943,720	10.40
動産不動産	1,848,605	34.01	2,175,446	5.74
地上権	9,639	0.18	9,639	0.03
土地の賃借権	83,008	1.53	83,008	0.22
その他債権	21,981	0.40	35,966	0.09
コールローン	57,496	1.06	27,166	0.07
銀行勘定貸	1,180,615	21.72	1,177,862	3.11
現金預け金	131,390	2.42	309,365	0.82
合計	5,435,219	100.00	37,907,461	100.00

負債				
科目	前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日現在)		当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日現在)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	1,313,189	24.16	13,702,293	36.15
年金信託			4,053,562	10.69
財産形成給付信託	6,331	0.12	6,632	0.02
貸付信託	1,060,654	19.51	827,948	2.18
投資信託			4,633,155	12.22
金銭信託以外の金銭の信託	190,700	3.51	1,786,869	4.71
有価証券の信託	9,980	0.18	3,198,330	8.44
金銭債権の信託	197,575	3.64	3,660,084	9.66
動産の信託	1,799	0.03	2,195	0.01
土地及びその定着物の信託	464,587	8.55	474,669	1.25
包括信託	2,190,401	40.30	5,561,718	14.67
その他の信託	0	0.00	0	0.00
合計	5,435,219	100.00	37,907,461	100.00

(注) 共同信託他社管理財産 前中間連結会計期間末220,859百万円、当中間連結会計期間末6,386,042百万円
なお、共同信託他社管理財産には、職務分担型共同受託方式による信託財産の該当はありません。

貸出金残高の状況(業種別貸出状況)

業種別	前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日現在)		当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日現在)	
	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)
製造業	63,899	7.16		
農業	6	0.00		
漁業	14	0.00		
鉱業	3,413	0.38		
建設業	13,026	1.46		
電気・ガス・熱供給 ・水道業	125,177	14.02		
運輸・通信業	64,181	7.19		
卸売・小売業、飲食店	21,542	2.41		
金融・保険業	50,817	5.69		
不動産業	57,708	6.46		
サービス業	42,728	4.78		
地方公共団体	47,080	5.27		
その他	403,486	45.18		
合計	893,085	100.00		
製造業			161,184	12.00
農業			7	0.00
漁業			541	0.04
鉱業			2,508	0.19
建設業			26,271	1.96
電気・ガス・熱供給 ・水道業			102,149	7.60
情報通信業			78,870	5.87
運輸業			90,900	6.77
卸売・小売業			15,238	1.13
金融・保険業			47,382	3.53
不動産業			100,063	7.45
各種サービス業			40,782	3.04
地方公共団体			50,585	3.76
その他			626,870	46.66
合計			1,343,357	100.00

(注) 平成14年3月7日付総務省告示第139号により「日本標準産業分類」が改訂され、同年10月1日から適用されたことに伴い、「国内(除く特別国際金融取引勘定分)」に係る各業種別の貸出金残高及び構成比は、前中間連結会計期間は改訂前の日本標準産業分類の区分に基づき、当中間連結会計期間は改訂後の日本標準産業分類の区分に基づき記載しております。

元本補てん契約のある信託の運用 / 受入状況

科目	前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日現在)			当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日現在)		
	金銭信託 (百万円)	貸付信託 (百万円)	合計 (百万円)	金銭信託 (百万円)	貸付信託 (百万円)	合計 (百万円)
貸出金	115,904	697,704	813,609	107,511	555,636	663,147
有価証券	200,628	20,458	221,086	195,193	796	195,990
その他	619,036	618,049	1,237,085	518,246	484,826	1,003,073
資産計	935,569	1,336,212	2,271,781	820,951	1,041,259	1,862,211
元本	934,446	1,323,606	2,258,053	819,879	1,030,946	1,850,825
債権償却準備金	359		359	314		314
特別留保金		8,264	8,264		5,715	5,715
その他	763	4,340	5,103	758	4,597	5,355
負債計	935,569	1,336,212	2,271,781	820,951	1,041,259	1,862,211

(注) 1 信託財産の運用のため再信託された信託を含みます。

2 リスク管理債権の状況

前中間連結会計期間末

貸出金813,609百万円のうち、破綻先債権額は8,950百万円、延滞債権額は20,123百万円、3ヵ月以上延滞債権額は1,715百万円、貸出条件緩和債権額は25,559百万円であります。また、これらの債権額の合計額は56,348百万円であります。ただし、上記債権額のうち、最終処理につながる措置である(株)整理回収機構への管理信託方式による処理分は、841百万円であります。

当中間連結会計期間末

貸出金663,147百万円のうち、破綻先債権額は5,081百万円、延滞債権額は10,435百万円、3ヵ月以上延滞債権額は617百万円、貸出条件緩和債権額は15,573百万円であります。また、これらの債権額の合計額は31,707百万円であります。

(参考)貸付信託勘定の有価証券の時価等

種類	前中間連結会計期間末(平成14年9月30日現在)				
	帳簿価額 (百万円)	時価 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち評価益相当額 (百万円)	うち評価損相当額 (百万円)
株式	798	798			
債券	19,659	19,755	96	101	5
その他					
合計	20,458	20,554	96	101	5

種類	当中間連結会計期間末(平成15年9月30日現在)				
	帳簿価額 (百万円)	時価 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち評価益相当額 (百万円)	うち評価損相当額 (百万円)
株式	796	796			
債券					
その他					
合計	796	796			

種類	前連結会計年度末(平成15年3月31日現在)				
	帳簿価額 (百万円)	時価 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち評価益相当額 (百万円)	うち評価損相当額 (百万円)
株式	798	798			
債券	19,606	19,710	104	108	4
その他					
合計	20,405	20,509	104	108	4

(注) 1 上場有価証券及び非上場有価証券のうち時価相当額として価格の算定が可能なものについて、時価を付しております。

2 1以外については、帳簿価額を時価としております。

(参考)資産の査定額

資産の査定は、貸付有価証券、貸出金等の各勘定について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成14年9月30日	平成15年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	172	103
危険債権	95	51
要管理債権	295	162
正常債権	7,572	6,314

(6) 銀行業務の状況

預金残高の状況

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	2,703,922	56,487	1,136	2,759,273
	当中間連結会計期間	2,706,868	74,280	7,253	2,773,894
うち流動性預金	前中間連結会計期間	710,607		1,090	709,517
	当中間連結会計期間	695,118	48,838	7,249	736,707
うち定期性預金	前中間連結会計期間	1,979,970		30	1,979,940
	当中間連結会計期間	1,996,713	10,893		2,007,606
うちその他	前中間連結会計期間	13,344	56,487	15	69,815
	当中間連結会計期間	15,036	14,548	4	29,581
譲渡性預金	前中間連結会計期間	530,050			530,050
	当中間連結会計期間	464,480			464,480
総合計	前中間連結会計期間	3,233,972	56,487	1,136	3,289,323
	当中間連結会計期間	3,171,348	74,280	7,253	3,238,374

(注) 国内業務部門は当社の円建取引及び国内子会社の取引、国際業務部門は当社の外貨建取引及び海外子会社の取引であります。ただし、当社の円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

貸出金残高の状況

業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成14年9月30日		平成15年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	3,455,220	100.00		
製造業	527,469	15.27		
漁業	4,957	0.14		
鉱業	6,766	0.20		
建設業	161,509	4.67		
電気・ガス・熱供給・水道業	71,703	2.08		
運輸・通信業	207,931	6.02		
卸売・小売業、飲食店	243,767	7.05		
金融・保険業	600,022	17.37		
不動産業	705,344	20.41		
サービス業	319,108	9.24		
地方公共団体	1,131	0.03		
その他	605,509	17.52		
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)			3,075,182	100.00
製造業			424,908	13.82
漁業			4,789	0.16
鉱業			7,223	0.23
建設業			127,696	4.15
電気・ガス・熱供給・水道業			67,145	2.18
情報通信業			55,935	1.82
運輸業			191,091	6.21
卸売・小売業			195,166	6.35
金融・保険業			533,292	17.34
不動産業			635,014	20.65
各種サービス業			202,268	6.58
地方公共団体			3,083	0.10
その他			627,569	20.41
海外及び特別国際金融取引勘定分	45,385	100.00	24,606	100.00
政府等	8,413	18.54	4,313	17.53
金融機関	1,467	3.23		
その他	35,504	78.23	20,293	82.47
合計	3,500,605		3,099,788	

(注) 1 「国内」とは、当社(特別国際金融取引勘定を除く)及び国内連結子会社であります。

「海外及び特別国際金融取引勘定分」とは、当社の特別国際金融取引勘定分及び海外連結子会社であります。

2 平成14年3月7日付総務省告示第139号により「日本標準産業分類」が改訂され、同年10月1日から適用されたことに伴い、「国内(除く特別国際金融取引勘定分)」に係る各業種別の貸出金残高及び構成比は、前中間連結会計期間は改訂前の日本標準産業分類の区分に基づき、当中間連結会計期間は改訂後の日本標準産業分類の区分に基づき記載しております。

外国政府等向け債権残高(国別)

期別	国別	外国政府等向け債権残高(百万円)
平成14年9月30日	インドネシア	14,568
	その他(3ヶ国)	22
	合計	14,591
	(資産の総額に対する割合：%)	(0.24)
平成15年9月30日	インドネシア	7,015
	その他(3ヶ国)	14
	合計	7,029
	(資産の総額に対する割合：%)	(0.12)

(注) 「外国政府等」とは、外国政府、中央銀行、政府関係機関又は国営企業及びこれらの所在する国の民間企業等であり、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国の外国政府・金融機関・民間企業向け債権残高を掲げております。

有価証券残高の状況

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	422,588		422,588
	当中間連結会計期間	460,793		460,793
地方債	前中間連結会計期間	31,884		31,884
	当中間連結会計期間	13,273		13,273
社債	前中間連結会計期間	164,141		164,141
	当中間連結会計期間	138,892		138,892
株式	前中間連結会計期間	436,640		436,640
	当中間連結会計期間	405,048		405,048
その他の証券	前中間連結会計期間	15,063	214,280	229,344
	当中間連結会計期間	57,253	385,567	442,820
合計	前中間連結会計期間	1,070,318	214,280	1,284,598
	当中間連結会計期間	1,075,262	385,567	1,460,829

(注) 1 国内業務部門には居住者の発行する円貨建証券の残高を、国際業務部門にはそれ以外の有価証券の残高を記載しております。

2 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

(参考)当社の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	42,607	59,103	16,496
うち信託報酬	8,066	26,864	18,798
うち信託勘定と信関係費用	10,595	3,900	6,695
貸出金償却	7,596	3,138	4,458
共同債権買取機構売却損	2,709	172	2,537
その他の債権売却損	220	589	369
その他の不良債権処理	68		68
経費(除く臨時処理分)	24,165	36,561	12,395
人件費	10,100	15,663	5,563
物件費	13,085	19,873	6,788
税金	979	1,023	44
一般貸倒引当金繰入額		772	772
業務純益	18,442	21,770	3,327
信託勘定償却前業務純益	29,037	25,670	3,367
信託勘定償却前業務純益 (一般貸倒引当金繰入前)	29,037	26,442	2,594
うち債券関係損益	4,489	5,052	563
臨時損益	21,062	7,501	13,561
うち株式等関係損益	14,769	635	14,134
うち銀行勘定と信関係費用	2,846	2,383	462
貸出金償却	2,986	745	2,241
個別貸倒引当金純繰入額		1,643	1,643
共同債権買取機構売却損	34		34
その他の債権売却損	268		268
債権売却損失引当金純繰入額	56	10	45
特定海外債権引当勘定純繰入額		14	14
投資損失引当金純繰入額	568		568
その他の不良債権処理	68		68
その他	3,447	4,482	1,035
経常利益(は経常損失)	2,620	14,268	16,889
特別損益	8,137	15,493	7,355
うち銀行勘定と信関係費用	8,663		8,663
一般貸倒引当金戻入額	4,419		4,419
個別貸倒引当金戻入額	3,706		3,706
特定海外債権引当勘定戻入額	537		537
うち償却債権取立益	1,026	856	170
うち動産不動産処分損益	764	4,335	3,570
うち退職給付関連損益	782	14,785	15,568
うち東京都銀行税還付税金等		4,185	4,185
税引前中間純利益	5,516	29,761	24,245
法人税、住民税及び事業税	14	22	8
法人税等調整額	218	12,270	12,051
中間純利益	5,283	17,469	12,185

- (注) 1 業務粗利益 = 信託報酬 + (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + 特定取引収支 + その他業務収支
- 2 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額
- 3 信託勘定償却前業務純益 = 業務純益 + 信託勘定与信関係費用
- 4 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託の取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されるため、業務費用から控除しているものであります。
- 5 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
- 6 債券関係損益 = 国債等債券売却益(+国債等債券償還益) - 国債等債券売却損(-国債等債券償還損) - 国債等債券償却 + 金融派生商品収益(債券関連) - 金融派生商品費用(債券関連)
- 7 株式等関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却 - 投資損失引当金繰入額
なお、投資損失引当金繰入額は当中間会計期間より株式等関係損益に含めて記載しております。

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回	1.47	1.27	0.20
貸出金利回	1.82	1.61	0.21
有価証券利回	0.61	0.64	0.03
(2) 資金調達利回	0.48	0.50	0.02
預金等利回	0.36	0.31	0.05
(3) 資金粗利鞘	-	0.99	0.22

(注) 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
信託勘定償却前業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)		338.41	
業務純益ベース		278.60	
中間純利益ベース		223.56	

4 預金・貸出金等の状況(単体)

(1) 信託勘定

元本補てん契約のある信託の元本・貸出金の残高

			前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
元本	金銭信託	未残	934,446	819,879	114,567
		平残	937,630	878,343	59,286
	貸付信託	未残	1,323,606	1,030,946	292,660
		平残	1,487,496	1,092,673	394,822
	合計	未残	2,258,053	1,850,825	407,228
		平残	2,425,126	1,971,017	454,109
貸出金	金銭信託	未残	115,904	107,511	8,392
		平残	121,718	107,417	14,300
	貸付信託	未残	697,704	555,636	142,068
		平残	760,060	592,474	167,586
	合計	未残	813,609	663,147	150,461
		平残	881,779	699,892	181,887

元本補てん契約のある信託の個人・法人別元本残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	1,499,068	1,237,060	262,007
法人	758,985	613,764	145,220
合計	2,258,053	1,850,825	407,228

消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	176,122	148,742	27,379
うち住宅ローン残高	158,829	134,688	24,140
うちその他ローン残高	17,293	14,054	3,239

(注) 上記の消費者ローン残高を含めた個人向け貸出金残高は以下のとおりであります。

前中間会計期間：403,325百万円 当中間会計期間：626,734百万円

中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	531,976	774,746	242,770
総貸出金残高	百万円	893,085	1,343,357	450,272
中小企業等貸出金比率	/ %	59.56	57.67	1.89
中小企業等貸出先件数	件	30,598	25,456	5,142
総貸出先件数	件	30,921	25,736	5,185
中小企業等貸出先件数比率	/ %	98.95	98.91	0.04

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

(2) 銀行勘定

預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(末残)	2,760,410	2,721,417	38,992
預金(平残)	2,723,005	2,734,888	11,882
貸出金(末残)	3,525,231	2,945,499	579,731
貸出金(平残)	3,417,210	3,200,047	217,162

個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	1,997,029	2,005,959	8,930
法人	717,058	710,853	6,205
合計	2,714,087	2,716,812	2,725

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	382,552	368,732	13,820
うち住宅ローン残高	264,537	269,641	5,103
うちその他ローン残高	118,014	99,091	18,923

(注) 上記の消費者ローン残高を含めた個人向け貸出金残高は以下のとおりであります。

前中間会計期間：567,234百万円 当中間会計期間：606,076百万円

中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	1,565,398	1,368,358	197,040
総貸出金残高	百万円	3,479,845	2,920,902	558,943
中小企業等貸出金比率	/ %	44.98	46.84	1.86
中小企業等貸出先件数	件	83,109	76,526	6,583
総貸出先件数	件	83,875	77,166	6,709
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.08	99.17	0.09

(注) 1 貸出金残高には特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受				
信用状				
保証	409	245,498	355	169,773
計	409	245,498	355	169,773

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号。以下、「告示」という)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当社は、前中間期は国内基準を適用しておりましたが、当中間期は国際統一基準を適用のうえ、マーケット・リスク規制を導入しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成14年9月30日
		金額(百万円)
基本的項目	資本金	247,231
	うち非累積的永久優先株	135,000
	新株式払込金	
	資本剰余金	60,154
	利益剰余金	3,834
	連結子会社の少数株主持分	1,224
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	
	その他有価証券の評価差損()	67,699
	自己株式()	15
	為替換算調整勘定	1,260
	営業権相当額()	150
	連結調整勘定相当額()	
	計 (A)	243,319
補完的項目	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1)	
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	
	一般貸倒引当金	30,093
	負債性資本調達手段等	301,000
	うち永久劣後債務 (注2)	190,000
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)	111,000
	計	331,093
うち自己資本への算入額 (B)	243,319	
控除項目	控除項目 (注4) (C)	
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	486,639
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	4,678,666
	オフ・バランス取引項目	136,321
	計 (E)	4,814,987
連結自己資本比率(国内基準) = D / E × 100 (%)		10.10

(注) 1 告示第23条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2 告示第24条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3 告示第24条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4 告示第25条第1項第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額であります。

連結自己資本比率(国際統一基準)

項目		平成15年9月30日
		金額(百万円)
基本的項目	資本金	247,231
	うち非累積的永久優先株	135,000
	新株式払込金	
	資本剰余金	12,212
	利益剰余金	15,948
	連結子会社の少数株主持分	2,029
	うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券	
	その他有価証券の評価差損()	
	自己株式払込金	
	自己株式()	51
	為替換算調整勘定	215
	営業権相当額()	91
	連結調整勘定相当額()	
	計 (A)	277,494
補完的項目	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券 (注1)	
	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計 額から帳簿価額の合計額を控除した額の45% 土地の再評価額と再評価の直前の 帳簿価額の差額の45%相当額	25,645
	一般貸倒引当金	54,445
	負債性資本調達手段等	202,500
	うち永久劣後債務 (注2)	60,000
	うち期限付劣後債務及び 期限付優先株 (注3)	142,500
	計	282,590
うち自己資本への算入額 (B)	277,494	
準補完的項目	短期劣後債務	
	うち自己資本への算入額 (C)	
控除項目	控除項目 (注4) (D)	1,832
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	553,156
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	4,277,333
	オフ・バランス取引項目	133,691
	信用リスク・アセットの額 (F)	4,411,024
	マーケット・リスク相当額に係る額 (H)/8% (G)	35,211
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	2,816
	計((F) + (G)) (I)	4,446,236
連結自己資本比率(国際統一基準) = E / I × 100(%)		12.44

(注) 1 告示第4条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2 告示第5条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3 告示第5条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4 告示第7条第1項第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額であります。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成14年 9月30日
		金額(百万円)
基本的項目	資本金	247,231
	うち非累積的永久優先株	135,000
	新株式払込金	
	資本準備金	60,154
	その他資本剰余金	
	利益準備金	
	任意積立金	
	中間未処分利益	5,283
	その他	
	その他有価証券の評価差損()	67,847
	自己株式()	8
	営業権相当額()	
	計 (A)	244,813
補完的項目	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1)	
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	
	一般貸倒引当金	30,075
	負債性資本調達手段等	301,000
	うち永久劣後債務 (注2)	190,000
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)	111,000
	計	331,075
うち自己資本への算入額 (B)	244,813	
控除項目	控除項目 (注4) (C)	
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	489,627
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	4,676,278
	オフ・バランス取引項目	135,807
	計 (E)	4,812,086
単体自己資本比率(国内基準) = D / E × 100(%)		10.17

(注) 1 告示第30条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2 告示第31条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3 告示第31条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4 告示第32条第1項に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額であります。

単体自己資本比率(国際統一基準)

項目		平成15年9月30日
		金額(百万円)
基本的項目	資本金	247,231
	うち非累積的永久優先株	135,000
	新株式払込金	
	資本準備金	12,212
	その他資本剰余金	
	利益準備金	
	任意積立金	
	中間未処分利益	17,469
	その他	
	その他有価証券の評価差損()	
	自己株式払込金	
	自己株式()	22
	営業権相当額()	
	計 (A)	276,891
補完的項目	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券 (注1)	
	その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額 から帳簿価額の合計額を控除した額の45% 土地の再評価額と再評価の直前の 帳簿価額の差額の45%相当額	25,330
	一般貸倒引当金	17,038
	負債性資本調達手段等	202,500
	うち永久劣後債務 (注2)	60,000
	うち期限付劣後債務及び 期限付優先株 (注3)	142,500
	計	244,868
うち自己資本への算入額 (B)	240,814	
準補完的項目	短期劣後債務	
	うち自己資本への算入額 (C)	
控除項目	控除項目 (注4) (D)	770
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	516,936
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	4,171,497
	オフ・バランス取引項目	131,942
	信用リスク・アセットの額 (F)	4,303,440
	マーケット・リスク相当額に係る額 ((H)/8%) (G)	35,122
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	2,809
	計((F) + (G)) (I)	4,338,562
単体自己資本比率(国際統一基準) = E / I × 100(%)		11.91

(注) 1 告示第14条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2 告示第15条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものではありません。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3 告示第15条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4 告示第17条第1項に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額であります。

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当社の中間貸借対照表の貸付有価証券、貸出金及び外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	平成14年9月30日	平成15年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	320	375
危険債権	1,531	337
要管理債権	2,102	1,777
正常債権	33,833	30,720

(注) 平成15年9月30日の計数は、みずほ信託銀行の計数に再生専門子会社株式会社みずほアセットの計数を単純合計しております。

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性により、該当する情報がないため記載していません。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

4 【経営上の重要な契約等】

当社は、平成15年5月14日の取締役会において、再生・リストラニーズのあるお取引先の債権を銀行本体から新たに設立する再生専門子会社に分離すること等により、「企業再生の早期実現」に加え、「信用創造の一段の強化」を同時に推進する「みずほの『企業再生プロジェクト』」に取り組むことを決議いたしました。

上記に関し、当社は、平成15年5月29日に、平成15年7月23日を期日として、当社子会社である株式会社みずほアセットとの間で、当社が吸収分割の方法により「ビジネス・リオーガナイゼーション推進営業」を分割し、株式会社みずほアセットに承継させる分割契約を締結いたしました。

(会社分割の目的)

本件会社分割は、本年5月14日に発表いたしました「みずほの『企業再生プロジェクト』」の一環として、当社の取引先のうち再生・リストラニーズのあるお取引先の債権を銀行本体から分離し、当社の子会社である再生専門子会社に集約するためのものです。

(会社分割の条件等)

イ 分割方式

会社分割に際して、分割会社から承継会社に分社型吸収分割で営業を承継させます。

なお、本件会社分割は、分割会社である当社にとって商法第374条ノ22第1項の簡易分割の要件を充足するものであり、商法第374条ノ17第1項の株主総会による分割契約書の承認を得ずに行うものです。

ロ 株式の割当

本件会社分割に際して、承継会社が新たに発行する普通株式については、そのすべてである1,980,000株を分割会社に割り当てます。

ハ 承継会社及び分割会社の資本金の額

本件会社分割に際し、承継会社及び分割会社の資本金の額の増減はありません。

ニ 分割交付金

本件会社分割に際し、分割交付金の支払いは行いません。

ホ 承継会社が承継する権利義務

承継会社が承継する権利義務は、当社の「ビジネス・リオーガナイゼーション推進営業」に関する資産、負債及びこれらに付随する権利義務並びに契約上の地位であります。

なお、本件会社分割において承継会社が分割会社から承継する義務については、免責的債務引受の方法によるものとします。

ヘ 債務履行の見込み

本件会社分割後の分割会社及び承継会社の負担すべき債務につきましては、履行期における履行の見込みがあるものと判断いたしました。

5 【研究開発活動】

該当ありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

また、当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	13,700,000,000
第一種優先株式	300,000,000
第三種優先株式	800,000,000
第四種優先株式	400,000,000
第五種優先株式	400,000,000
第六種優先株式	400,000,000
計	16,000,000,000

(注) 当社定款に次の旨規定しております。

当会社の発行する株式の総数は、160億株とし、このうち137億株は普通株式、3億株は第一種優先株式、8億株は第三種優先株式、4億株は第四種優先株式、4億株は第五種優先株式、4億株は第六種優先株式とする。ただし、普通株式につき消却があった場合または優先株式につき消却もしくは普通株式への転換があった場合には、これに相当する株式の数を減ずる。

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成15年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成15年12月19日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	5,024,755,829	同左	東京証券取引所 第1部 大阪証券取引所 第1部	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
第一回第一種 優先株式 (注)1、3	300,000,000	同左		無議決権株式であるが、旧商法第242条第1項ただし書の規定により議決権を有することとなっている株式
第二回第三種 優先株式 (注)2、3	800,000,000	同左		同上
計	6,124,755,829	同左		

(注) 1 第一回第一種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

(イ) 優先配当金

利益配当金を支払うときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年6円50銭の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した金額とする。

(ロ) 非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対し優先配当金の全部又は一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

(ハ) 非参加条項

優先株主に対し優先配当金を超えて配当は行わない。

(二) 優先中間配当金

中間配当を行うときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき3円25銭を支払う。

- (2) 残余財産の分配
残余財産を分配するときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき500円を支払う。優先株主に対しては、上記500円のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 普通株式への転換
(イ) 転換請求期間
平成11年7月1日から平成31年1月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。
- (ロ) 転換比率の修正
平成12年7月1日以降平成30年7月1日まで毎年7月1日に、所定の算式により算出される転換比率に修正される。
- (ハ) 転換比率の調整
今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合や株式分割により普通株式を発行する場合その他一定の事情が生じた場合には転換比率を調整する。
- (ニ) 転換により発行すべき普通株式数
優先株式は次の算式により普通株式に転換する。
転換により発行する普通株式数 = 優先株主が転換請求のために提出した優先株式数 × 転換比率
- (4) 普通株式への一斉転換
平成31年1月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成31年2月1日をもって、所定の算式により計算した数の普通株式となる。
- (5) 消却
いつでも優先株式を買入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。
- (6) 議決権条項
優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。
- (7) 株式の併合又は分割、新株引受権等
法令に別段の定めがある場合を除き、優先株式について株式の併合又は分割は行わない。優先株主には新株の引受権又は転換社債若しくは新株引受権付社債の引受権を付与しない。
- 2 第二回第三種優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 優先配当金
(イ) 優先配当金
利益配当金を支払うときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年1円50銭の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した金額とする。
- (ロ) 非累積条項
ある営業年度において、優先株主に対し優先配当金の全部又は一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。
- (ハ) 非参加条項
優先株主に対し優先配当金を超えて配当は行わない。
- (ニ) 優先中間配当金
中間配当を行うときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき75銭を支払う。
- (2) 残余財産の分配
残余財産を分配するときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき150円を支払う。優先株主に対しては、上記150円のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 普通株式への転換
(イ) 転換請求期間
平成14年7月1日から平成31年1月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。
- (ロ) 転換比率の修正
平成15年7月1日以降平成30年7月1日まで毎年7月1日に、所定の算式により算出される転換比率に修正される。
- (ハ) 転換比率の調整
今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合や株式分割により普通株式を発行する場合その他一定の事情が生じた場合には転換比率を調整する。
- (ニ) 転換により発行すべき普通株式数
優先株式は次の算式により普通株式に転換する。
転換により発行する普通株式数 = 優先株主が転換請求のために提出した優先株式数 × 転換比率

- (4) 普通株式への一斉転換
平成31年1月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成31年2月1日をもって、所定の算式により計算した数の普通株式となる。
- (5) 消却
いつでも優先株式を買入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。
- (6) 議決権条項
優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。
- (7) 株式の併合又は分割、新株引受権等
法令に別段の定めがある場合を除き、優先株式について株式の併合又は分割は行わない。優先株主には新株の引受権又は転換社債若しくは新株引受権付社債の引受権を付与しない。
- 3 提出日現在、旧商法第242条第1項ただし書の規定により議決権を有しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成15年6月25日		普通株式 5,024,755 優先株式 1,100,000		247,231,913	104,990,565	12,212,713

(注) 平成15年6月25日開催の定時株主総会における損失処理決議に基づく欠損てん補であります。

(4) 【大株主の状況】

普通株式

平成15年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号	3,750,391	74.63
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	102,391	2.03
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	76,367	1.51
安田生命保険相互会社	東京都新宿区西新宿一丁目9番1号	50,000	0.99
UFJ信託銀行株式会社(信託勘定A口)	東京都千代田区丸の内一丁目4番3号	40,891	0.81
大成建設株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目25番1号	28,140	0.56
三菱信託銀行株式会社(信託口)	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	20,151	0.40
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託B口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエア オフィスタワー2棟	19,781	0.39
みずほ信託銀行株式会社(信託Z口)	東京都中央区八重洲一丁目2番1号	19,601	0.39
JFEスチール株式会社	東京都千代田区内幸町二丁目2番3号	16,587	0.33
計		4,124,300	82.07

第一回第一種優先株式

平成15年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号	300,000	100.00

第二回第三種優先株式

平成15年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号	800,000	100.00

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成15年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 348,000		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,021,830,000	普通株式 5,021,830	同上
	第一回第一種優先株式 300,000,000	第一回第一種優先株式 300,000	議決権のない株式ですが、旧商法第242条第1項ただし書の規定により、議決権を有しております。
	第二回第三種優先株式 800,000,000	第二回第三種優先株式 800,000	同上
単元未満株式	普通株式 2,577,829		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
発行済株式総数	6,124,755,829		
総株主の議決権		6,121,830	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式187,000株(議決権187個)が含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式201株が含まれております。

【自己株式等】

平成15年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) みずほ信託銀行 株式会社	東京都中央区八重 洲一丁目2番1号	348,000		348,000	0.00
計		348,000		348,000	0.00

(注) このほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に保有していない株式が9,000株(議決権9個)あります。なお、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」に含めております。

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

(1) 普通株式

月別	平成15年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	88	105	140	160	149	210
最低(円)	66	91	104	130	131	150

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第1部におけるものであります。

(2) 第一回第一種優先株式、第二回第三種優先株式

当株式は、証券取引所に上場されておりません。

また、店頭売買株式として証券業協会に登録されておりません。

3 【役員の状況】

(1) 新任役員

該当ありません。

(2) 退任役員

該当ありません。

(3) 役職の異動

該当ありません。

第5 【経理の状況】

1 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間(自平成14年4月1日 至平成14年9月30日)は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき、当中間連結会計期間(自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間会計期間(自平成14年4月1日 至平成14年9月30日)は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき、当中間会計期間(自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3 前中間連結会計期間(自平成14年4月1日 至平成14年9月30日)及び当中間連結会計期間(自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間(自平成14年4月1日 至平成14年9月30日)及び当中間会計期間(自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)の中間財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、新日本監査法人の監査証明を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)		前連結会計年度 連結貸借対照表 (平成15年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金	8	476,922	7.98	374,054	6.45	607,273	9.98
コールローン及び買入手形				264,142	4.55	4,953	0.08
買入金銭債権		99,116	1.66	120,367	2.07	84,111	1.38
特定取引資産		124,031	2.07	69,519	1.20	124,720	2.05
金銭の信託		1,181	0.02			441	0.01
有価証券	1 2 8	1,284,598	21.49	1,460,829	25.18	1,301,159	21.39
貸出金	3 4 5 6 7 8 9	3,500,605	58.55	3,099,788	53.42	3,368,597	55.39
外国為替		6,097	0.10	1,677	0.03	1,565	0.03
その他資産	8 10	254,722	4.26	222,749	3.84	309,698	5.09
動産不動産	8 11	74,107	1.24	71,445	1.23	77,656	1.28
繰延税金資産		139,490	2.33	106,241	1.83	141,142	2.32
支払承諾見返		137,402	2.30	81,491	1.40	127,901	2.10
貸倒引当金		119,407	2.00	69,932	1.20	67,313	1.10
投資損失引当金		23	0.00				
資産の部合計		5,978,847	100.00	5,802,376	100.00	6,081,908	100.00

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)		前連結会計年度 連結貸借対照表 (平成15年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	8	2,759,273	46.15	2,773,894	47.81	2,899,103	47.67
譲渡性預金		530,050	8.87	464,480	8.00	354,310	5.83
コールマネー及び売渡手形	8	387,700	6.48	240,000	4.14	440,600	7.24
債券貸借取引受入担保金	8	134,346	2.25	329,095	5.67	325,055	5.34
特定取引負債		122,645	2.05	86,914	1.50	114,751	1.89
借入金	8 12	30,117	0.50	45,955	0.79	63,295	1.04
外国為替		17	0.00	13	0.00	7	0.00
社債	13	287,000	4.80	167,000	2.88	217,000	3.57
新株予約権付社債		4,825	0.08			4,731	0.08
信託勘定借		1,180,615	19.75	1,177,862	20.30	1,094,630	18.00
その他負債		154,133	2.58	44,585	0.77	169,174	2.78
賞与引当金		1,124	0.02	1,720	0.03	1,838	0.03
退職給付引当金		4,913	0.08	9,102	0.16	7,895	0.13
債権売却損失引当金		1,105	0.02	635	0.01	624	0.01
繰延税金負債		107	0.00	166	0.00		
支払承諾	8	137,402	2.30	81,491	1.40	127,901	2.10
負債の部合計		5,735,377	95.93	5,422,918	93.46	5,820,919	95.71
(少数株主持分)							
少数株主持分		1,224	0.02	69,977	1.21	1,944	0.03
(資本の部)							
資本金		247,231	4.14	247,231	4.26	247,231	4.06
資本剰余金		60,154	1.00	12,212	0.21	117,203	1.92
利益剰余金		3,834	0.06	15,954	0.28	105,793	1.73
その他有価証券評価差額金		67,699	1.13	33,916	0.58	1,391	0.02
為替換算調整勘定		1,260	0.02	215	0.00	967	0.01
自己株式		15	0.00	51	0.00	20	0.00
資本の部合計		242,244	4.05	309,480	5.33	259,044	4.26
負債、少数株主持分 及び資本の部合計		5,978,847	100.00	5,802,376	100.00	6,081,908	100.00

【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		108,472	100.00	115,213	100.00	219,854	100.00
信託報酬		8,066		26,864		35,551	
資金運用収益		41,754		36,242		80,517	
(うち貸出金利息)		(31,989)		(26,964)		(61,958)	
(うち有価証券利息配当金)		(8,721)		(7,620)		(16,556)	
役務取引等収益		17,354		28,109		41,345	
特定取引収益		1,611		528		3,656	
その他業務収益		5,015		7,244		11,288	
その他経常収益		34,670		16,223		47,494	
経常費用		109,739	101.16	100,434	87.17	280,543	127.60
資金調達費用		20,411		18,346		38,764	
(うち預金利息)		(5,747)		(5,601)		(11,126)	
役務取引等費用		1,974		10,352		4,746	
特定取引費用				10			
その他業務費用		479		2,155		995	
営業経費		30,434		45,603		61,367	
その他経常費用	1	56,440		23,966		174,669	
経常利益(は経常損失)		1,267	1.16	14,779	12.83	60,689	27.60
特別利益	2	8,865	8.16	20,827	18.08	15,382	7.00
特別損失	3	2,010	1.85	5,133	4.46	42,378	19.28
税金等調整前中間純利益 (は税金等調整前当期純損失)		5,587	5.15	30,473	26.45	87,685	39.88
法人税、住民税及び事業税		633	0.58	510	0.44	722	0.33
法人税等調整額		582	0.53	13,034	11.31	15,748	7.16
少数株主利益		131	0.12	169	0.15	156	0.07
中間純利益 (は当期純損失)		5,404	4.98	16,758	14.55	104,313	47.45

【中間連結剰余金計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度の 連結剰余金計算書 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
(資本剰余金の部)				
資本剰余金期首残高		222,055	117,203	222,055
資本剰余金増加高				57,049
合併に伴う資本剰余金増加高				57,049
資本剰余金減少高		161,901	104,990	161,901
欠損てん補に伴う利益 剰余金への振替		161,901	104,990	161,901
資本剰余金中間期末(期末)残高		60,154	12,212	117,203
(利益剰余金の部)				
利益剰余金期首残高		163,471	105,793	163,471
利益剰余金増加高		167,305	121,748	161,991
中間純利益		5,404	16,758	
欠損てん補に伴う資本 剰余金からの振替		161,901	104,990	161,901
合併に伴う利益剰余金増加高				90
利益剰余金減少高				104,313
当期純損失				104,313
利益剰余金中間期末(期末)残高		3,834	15,954	105,793

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動による キャッシュ・フロー				
税金等調整前中間純利益 (は税金等調整前 当期純損失)		5,587	30,473	87,685
減価償却費		3,807	4,451	9,337
連結調整勘定償却額				950
持分法による投資損益()			139	62
貸倒引当金の増加額		13,521	2,618	65,627
投資損失引当金の増加額		2,007		2,031
債権売却損失引当金の増加額		274	10	754
賞与引当金の増加額		72	117	76
退職給付引当金の増加額		269	14,666	105
資金運用収益		41,754	36,242	80,517
資金調達費用		20,411	18,346	38,764
有価証券関係損益()		11,356	4,989	104,980
金銭の信託の運用損益()		12	3	5
為替差損益()		17,233	22,968	16,027
動産不動産処分損益()		782	4,344	3,345
退職給付信託設定関係 損益()			3,175	1,863
特定取引資産の純増()減		8,961	55,200	8,272
特定取引負債の純増減()		5,944	27,837	13,838
貸出金の純増()減		135,881	268,212	3,872
預金の純増減()		56,330	125,208	126,662
譲渡性預金の純増減()		260,800	110,170	85,060
借入金(劣後特約付借入金 を除く)の純増減()		880	7,339	1,361
預け金(日銀預け金を除く) の純増()減		2,107	46,774	4,520
コールローン等の純増()減		2,295	295,445	32,288
コールマネー等の純増減()		72,500	200,600	19,600
債券貸借取引受入担保金の 純増減()		19,533	4,040	171,175
外国為替(資産)の純増()減		3,494	111	1,037
外国為替(負債)の純増減()		1	5	7
信託勘定借の純増減()		272,961	83,232	367,197
資金運用による収入		46,794	36,532	86,333
資金調達による支出		17,780	17,842	39,982
その他		24,303	42,181	35,822
小計		178,772	59,183	94,244
法人税等の支払額		361	562	948
営業活動による キャッシュ・フロー		179,134	59,745	95,193

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	(自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	(自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
投資活動による キャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		1,582,388	1,441,532	2,954,922
有価証券の売却による収入		1,123,668	1,020,229	2,186,820
有価証券の償還による収入		510,453	287,881	883,602
金銭の信託の減少による収入			459	640
動産不動産の取得による支出		8,265	5,724	36,809
動産不動産の売却による収入		28,905	8,738	33,380
投資活動による キャッシュ・フロー		72,373	129,947	112,711
財務活動による キャッシュ・フロー				
劣後特約付借入金 の返済による支出		45,000	10,000	45,000
劣後特約付社債・新株 予約権付社債の償還 による支出		14,590	54,611	84,590
少数株主からの払込み による収入			67,862	
少数株主への配当金 支払額				3
財務活動による キャッシュ・フロー		59,590	3,250	129,594
現金及び現金同等物 に係る換算差額			2	
現金及び現金同等物 の増加額		166,350	186,444	112,075
現金及び現金同等物 の期首残高		523,414	412,592	523,414
合併に伴う現金及び 現金同等物の増加額				1,253
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高		357,063	226,148	412,592

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

区分	前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 9社 主要な会社名 安信用保証株式会社 安信総合ファイナンス株式会社 安信住宅販売株式会社 なお、安信建物株式会社は、清算により連結範囲から除外しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 1社 非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>	<p>(1) 連結子会社 16社 主要な会社名 株式会社みずほアセット MHAT信用保証株式会社 MH総合ファイナンス株式会社 みずほアセット住宅販売株式会社 Mizuho Trust & Banking Co.(USA) Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. なお、株式会社みずほアセットは、設立により当中間連結会計期間から連結しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 該当ありません。</p>	<p>(1) 連結子会社 15社 主要な会社名 MHAT信用保証株式会社 MH総合ファイナンス株式会社 みずほアセット住宅販売株式会社 Mizuho Trust & Banking Co.(USA) Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. なお、安信建物株式会社は、清算により連結範囲から除外しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 該当ありません。</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 1社</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。 持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 芙蓉総合リース株式会社</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 芙蓉総合リース株式会社</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。</p>

区分	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	<p>(1) 連結子会社の中間決算日等は次のとおりであります。</p> <p>6月末日 4社 9月末日 5社</p> <p>(2) 中間連結財務諸表の作成に当たっては、それぞれの中間決算日等の財務諸表により連結しております。</p> <p>中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	<p>(1) 連結子会社の中間決算日等は次のとおりであります。</p> <p>6月末日 8社 9月末日 8社</p> <p>(2) 同左</p>	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。</p> <p>12月末日 8社 3月末日 7社</p> <p>(2) 連結財務諸表の作成に当たっては、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>連結決算日と上記の決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>
4 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>

区分	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるものうち株式については、中間連結決算日前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、上記(1)及び(2)と同じ方法により行っております。</p> <p>なお、評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>その他有価証券で時価のあるものうち株式以外については、前中間連結会計期間において中間連結決算日前1カ月の市場価格の平均等による時価法により評価しておりましたが、前下半期において親会社とのより精緻な会計方針の統一を早期に図るため、中間連結決算日の市場価格等に</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるものうち株式については、中間連結決算日前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるものうち株式については、連結決算日前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、上記(1)及び(2)と同じ方法により行っております。</p>

区分	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
	<p>よる時価法に変更しました。なお、前中間連結会計期間を変更後の方法によった場合に当該変更が中間連結財務諸表に与える影響は軽微であります。</p>		
	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左</p>
	<p>(4) 減価償却の方法 動産不動産 当社の動産不動産の減価償却は、建物については定額法(ただし、建物附属設備については定率法)、動産については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：3年～50年 動産：3年～20年 連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。 ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社における利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法 動産不動産 同左 ソフトウェア 同左</p>	<p>(4) 減価償却の方法 動産不動産 当社の動産不動産の減価償却は、建物については定額法(ただし、建物附属設備については定率法)、動産については定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：3年～50年 動産：3年～20年 連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。 ソフトウェア 同左</p>
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当社及び一部の連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法</p>

区分	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
	<p>的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は255,007百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を</p>	<p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別に予想損失額を算定し、引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した予想損失率に基づき計上しております。特定</p>	<p>的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という)の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>なお、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。な</p>

区分	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
	<p>勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は155,025百万円であります。</p> <p>上記以外の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>お、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は160,985百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>
(6) 投資損失引当金の計上基準	<p>投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p>		
(7) 賞与引当金の計上基準	<p>従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	(6) 賞与引当金の計上基準 同左	(6) 賞与引当金の計上基準 従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

区分	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
	<p>(8) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異(25,521百万円)については、発生年度の退職給付信託の設定により、18,002百万円を一時費用処理した残額について主として5年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p>	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生連結会計年度において一時損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異については、発生年度の退職給付信託の設定により一時費用処理した残額について5年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当社は、確定給付企業年金法の施行に基づき、厚生年金基金の代行部分について、平成15年9月25日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。これに伴い、当社は、「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)第47-2項に定める経過措置を適用し、当該将来分返上認可の日において代行部分に係る退職給付債務と年金資産を消滅したものとみなして会計処理をしております。</p> <p>本処理に伴う当中間連結会計期間における損益に与えている影響額は、特別利益として1,132百万円計上しております。</p> <p>また、当中間連結会計期間末日現在において測定された返還相当額(最低責任準備金)は、22,127百万円であります。</p>	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異(25,521百万円)については、発生年度の退職給付信託の設定により、18,002百万円を一時費用処理した残額について5年による按分額を費用処理しております。</p>

区分	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
	<p>(9) 債権売却損失引当金の計上基準 (株)共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>(8) 債権売却損失引当金の計上基準 同左</p>	<p>(8) 債権売却損失引当金の計上基準 同左</p>
	<p>(10) 外貨建資産・負債の換算基準 当社の外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。</p>	<p>(9) 外貨建資産・負債の換算基準 当社の外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 (会計方針の変更) 外貨建取引等の会計処理につきましては、前連結会計年度は「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)による経過措置を適用していましたが、当中間連結会計期間からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨を資金運用通貨に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用しております。なお、当該ヘッジ会計の概要につきましては、「(11)重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。 この変更による連結財務諸表への影響はありません。 また、上記以外の先物外国為替取引等に係る円換算差金は、従来、相殺のうち「その他資産」中のその他の資産又は「その他負債」中のその他の負債で純額表示しており</p>	<p>(9) 外貨建資産・負債の換算基準 当社の外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 (会計方針の変更) 外貨建取引等の会計処理につきましては、従来、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号)を適用していましたが、当連結会計年度から、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)を適用しております。 なお、当連結会計年度は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置を適用し、「資金関連スワップ取引」、「通貨スワップ取引」及び「インターナル・コントラクト及び連結会社間取引の取扱い」については、従前の方法により会計処理しております。また、先物為替取引等に係る円換算差金については、連結貸借対照表上、相殺表示しております。 資金関連スワップ取引については、日本公認会</p>

区分	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
		<p>ましたが、当中間連結会計期間からは、業種別監査委員会報告第25号に基づき総額で表示するとともに、「特定取引資産」中の特定金融派生商品、「その他資産」及び「その他負債」中の金融派生商品に含めて計上しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、「特定取引資産」は3,417百万円増加、「その他資産」は1,007百万円減少、「その他負債」は2,410百万円増加しております。</p> <p>連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。</p>	<p>計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の連結決算日の為替相場による正味の円換算額を連結貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により連結損益計算書に計上するとともに、連結決算日の未収収益または未払費用を計上しております。なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達または運用に係る元本相当額を直物買為替または直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべきまたは支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替または先物売為替とした為替スワップ取引であります。</p> <p>異なる通貨での資金調達・運用を動機とし、契約締結時における元本相当額の支払額または受取額と通貨スワップ契約満了時における元本相当額の受取額または支払額が同額で、かつ、元本部分と金利部分に適用されるスワップレートが合理的なレートである直先フラット型の通貨スワップ取引(利息相当額の支払日ごとにその時点の実勢為替相場を反映して一方の通貨の元本相当額を更改し、かつ、各利払期間ごとに直先フラットである通貨スワップ取引を含む)については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定</p>

区分	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
			<p>する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の連結決算日の為替相場による正味の円換算額を連結貸借対照表に計上し、交換利息相当額はその期間にわたり発生主義により連結損益計算書に計上するとともに、連結決算日の未収収益または未払費用を計上しております。なお、これらの変更による影響は軽微であります。</p> <p>連結子会社の外貨建て資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。</p>
	<p>(11) リース取引の処理方法</p> <p>当社及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によりしております。</p>	<p>(10) リース取引の処理方法</p> <p>同左</p>	<p>(10) リース取引の処理方法</p> <p>同左</p>
	<p>(12)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>当社のヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する経過措置にもとづき、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)に定められたリスク調整アプローチによるリ</p>	<p>(11)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ(追加情報)</p> <p>当社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによりしております。前連結会計年度は「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する経過措置に基づき、多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する「マクロヘッジ」を実施してありますが、当中間連結会計</p>	<p>(11)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>当社のヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する経過措置に基づき、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)に定められたリスク調整アプローチによるリ</p>

区分	前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	<p>スク管理であり、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。</p> <p>また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>期間からは、同報告の本則規定に基づき処理しております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は90,398百万円、繰延ヘッジ利益は74,953百万円であります。</p> <p>(口)為替リスク・ヘッジ 当社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。</p> <p>前連結会計年度は業種別監査委員会報告第25号による経過措置を適用しておりましたが、当中間連結会計期間からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨を資金運用通貨に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等に</p>	<p>スク管理であり、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。</p>

区分	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
		<p>については、ヘッジ会計を適用しております。</p> <p>これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。</p> <p>(ハ)連結会社間取引等</p> <p>デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。</p>	
	(13)消費税等の会計処理 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(12)消費税等の会計処理 同左	(12)消費税等の会計処理 同左
			(13)その他連結財務諸表作成のための重要な事項 自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準 「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準第1号)が平成14年4月1日以後に適用されることになった

区分	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
			<p>ことに伴い、当連結会計年度から同会計基準を適用しております。これによる当連結会計年度の資産および資本に与える影響は軽微であります。</p> <p>なお、連結財務諸表規則および銀行法施行規則の改正により、当連結会計年度における連結貸借対照表の資本の部および連結剰余金計算書については、改正後の連結財務諸表規則および銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>1株当たり当期純利益に関する会計基準 「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が平成14年4月1日以後開始する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる影響については、「1株当たり情報」に記載しております。</p> <p>金融商品会計 a 現先取引については、従来、売買処理しておりましたが、当連結会計年度からは、「買現先勘定」及び「売現先勘定」に資金取引として処理することとしております。なお、この変更が連結財務諸表に与える影響はありません。</p>

区分	前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
			<p>b 現金担保付債券貸借取引については、従来、現金を担保とする債券貸借取引として担保金を「その他資産」中の「債券借入取引担保金」及び「その他負債」中の「債券貸付取引担保金」で処理しておりましたが、当連結会計年度からは、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、有価証券を担保とする資金取引として「債券貸借取引支払保証金」及び「債券貸借取引受入担保金」で処理しております。</p> <p>なお、この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、「その他負債」は325,055百万円減少し、「債券貸借取引受入担保金」は同額増加しております。</p>
5 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び中央銀行への預け金であります。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び中央銀行への預け金であります。

表示方法の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)</p>
<p>(中間連結貸借対照表関係) 「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」(平成14年内閣府令第63号)により、銀行法施行規則別紙様式が改正されたことに伴い、前中間連結会計期間において区分掲記していた「転換社債」は、当中間連結会計期間から「新株予約権付社債」に含めて表示しております。</p>	
<p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係) 「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」(平成14年内閣府令第63号)により、銀行法施行規則別紙様式が改正されたことに伴い、以下のとおり表示方法を変更しております。</p> <p>(1) 前中間連結会計期間における「債券貸付取引担保金の純増減()」は、当中間連結会計期間から、「債券貸付取引受入担保金の純増減()」として記載しております。</p> <p>(2) 前中間連結会計期間における「劣後特約付社債・転換社債の償還による支出」は、当中間連結会計期間から、「劣後特約付社債・新株予約権付社債の償還による支出」として記載しております。</p>	

追加情報

前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
<p>(金融商品会計)</p> <p>1 現先取引については、従来、売買処理しておりましたが、金融商品に係る会計基準(「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成11年1月22日))の適用に伴い、当中間連結会計期間から、「買現先勘定」及び「売現先勘定」に資金取引として処理することとしております。なお、この変更による影響はありません。</p> <p>2 現金担保付債券貸借取引については、従来、現金を担保とする債券貸借取引として、担保金を「その他資産」中の「債券借入取引担保金」及び「その他負債」中の「債券貸付取引担保金」で処理しておりましたが、当中間連結会計期間から、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)にもとづき、有価証券を担保とする資金取引として「債券貸借取引支払保証金」及び「債券貸借取引受入担保金」で処理しております。なお、この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、「その他負債」は134,346百万円減少し、「債券貸借取引受入担保金」は同額増加しております。</p>		

前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
<p>(外貨建取引等会計基準)</p> <p>当社は、従来、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号)を適用しておりましたが、当中間連結会計期間から、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)を適用しております。</p> <p>当中間連結会計期間は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置を適用し、「資金関連スワップ取引」、「通貨スワップ取引」および「インターナル・コントラクト及び連結会社間取引の取扱い」については、従前の方法により処理しております。また、先物為替取引等に係る円換算差金については、中間連結貸借対照表上、相殺表示しております。</p> <p>資金関連スワップ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置にもとづき、債権元本相当額および債務元本相当額の中間連結決算日の為替相場による正味の円換算額を中間連結貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により中間連結損益計算書に計上するとともに、中間連結決算日の未収収益または未払費用を計上しております。</p> <p>なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。</p>		

前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
<p>異なる通貨での資金調達・運用を動機とし、契約締結時における元本相当額の支払額又は受取額と通貨スワップ契約満了時における元本相当額の受取額又は支払額が同額で、かつ、元本部分と金利部分に適用されるスワップレートが合理的なレートである直先フラット型の通貨スワップ取引(利息相当額の支払日ごとにその時点の実勢為替相場を反映して一方の通貨の元本相当額を更改し、かつ、各利払期間ごとに直先フラットである通貨スワップ取引を含む)については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置にもとづき、債権元本相当額および債務元本相当額の間中間連結決算日の為替相場による正味の円換算額を中間連結貸借対照表に計上し、交換利息相当額はその期間にわたり発生主義により中間連結損益計算書に計上するとともに、中間連結決算日の未収収益または未払費用を計上しております。なお、これらの変更による影響は軽微であります。</p>		
<p>(自己株式及び法定準備金取崩等会計基準)</p> <p>当中間連結会計期間から、「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成14年2月21日)を適用しております。これによる当中間連結会計期間の資産及び資本に与える影響は軽微であります。</p> <p>なお、中間連結財務諸表規則および銀行法施行規則の改正により、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の資本の部及び中間連結剰余金計算書については、改正後の中間連結財務諸表規則および銀行法施行規則により作成しております。</p>		
		<p>(外形標準課税)</p> <p>当社の東京都に係る事業税の課税標準については、「東京都における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」(平成12年東京都条例第145号)(以下都条例)が施行されたことに伴い、従来の所得から業務粗利益に変更になりました。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
		<p>平成12年10月18日、当社は、東京都及び東京都知事を被告として、都条例の無効確認等を求めて東京地方裁判所に提訴し、平成14年3月26日、東京地方裁判所は、都条例が違法無効であることを理由として、誤納金1,884百万円及び損害賠償金110百万円(旧みずほ信託銀行分を含む)の請求を認める判決を言い渡しました。さらに、平成14年3月29日、東京都は、東京高等裁判所に控訴し、同年4月9日、当社を含む一審原告各行も東京高等裁判所に控訴し、平成15年1月30日、東京高等裁判所は、都条例が違法無効であることを理由として、誤納金3,763百万円(旧みずほ信託銀行分を含む)の請求を認める判決を言い渡しました。同年2月10日、東京都は、上告及び上告受理申立てをし、同月13日、当社を含む一審原告各行も上告及び上告受理申立てをしております。</p> <p>このように当社は都条例が違憲・違法であると考え、その旨を訴訟において主張して係争中であり、当連結会計年度における会計処理についても、前連結会計年度と同様に東京都に係る事業税を都条例に基づく外形標準課税基準による事業税として処理しているものの、これは現時点では従来の会計処理を継続適用することが適当であると判断されるためであり、都条例を合憲・適法なものと認めたということではありません。上記条例施行に伴い、東京都に係る事業税については、当連結会計年度は1,509百万円を「その他経常費用」に計上しており、所得が課税標準である場合に比べ経常損失は同額増加しております。また、当該事業税は税効果会計の計算に含まれる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は1,437百万円減少しました。</p> <p>また、大阪府に係る事業税の課税標準についても、「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」(平成12年大阪府条例第131号)(以下府条例)が施行されたことに伴い、従来の所得から業務粗利益に変更になりました。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
		<p>平成14年4月4日に、当社は、大阪府及び大阪府知事を被告として、府条例の無効確認等を求めて大阪地方裁判所に提訴しました。なお、大阪府に係る事業税については、平成14年5月30日に「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例の一部を改正する条例」(平成14年大阪府条例第77号)(以下平成14年改政府条例)が、平成15年4月1日に「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例の一部を改正する条例」(平成15年大阪府条例第14号)(以下平成15年改政府条例)が、それぞれ施行されたことにより、府条例による課税標準等の特例は平成15年4月1日以後開始する事業年度より適用されることとなりました。これにより、当事業年度に係る大阪府に対する事業税については、平成15年改政府条例附則2の適用を受け、当社の場合、外形標準課税基準と所得基準のうち低い額となる、所得を課税標準として計算される額を申告・納付する予定であります。ただし、この申告・納付によって、府条例、平成14年改政府条例及び平成15年改政府条例を合憲・適法なものとして認めたとということではありません。また、当該事業税は税効果会計の計算に含められる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は287百万円減少しました。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
		<p>「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後開始する事業年度より銀行業に対する法人事業税に係る課税標準が、従来の「所得及び清算所得」と規定されていたもの(平成15年改正前地方税法第72条の12)から、「付加価値額」、「資本等の金額」及び「所得及び清算所得」に変更されることにより、「付加価値額」及び「資本等の金額」が課税標準となる事業税は、利益に関連する金額を課税標準とする税金には該当しないこととなります。また、これを受けて都条例及び府条例にもとづく東京都、大阪府に係る法人事業税は、平成16年4月1日に開始する事業年度以降は、法律上の根拠を失い適用されないこととなります。</p> <p>この変更に伴い、当社の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する平成16年度以降の法定実効税率は、当連結会計年度の38.8%から40.4%となり、繰延税金資産の金額は4,704百万円増加し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額の金額は4,739百万円減少しております。また、その他有価証券評価差額金は34百万円減少しております。</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)	前連結会計年度末 (平成15年3月31日)
<p>1 有価証券には、非連結子会社の株式0百万円を含んでおりません。</p> <p>2 使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に合計9百万円含まれております。</p> <p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は22,606百万円、延滞債権額は165,077百万円であります。 ただし、上記債権額のうち、最終処理につながる措置である(株)整理回収機構への管理信託方式による処理分は、1百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>1 有価証券には、関連会社の株式1,062百万円を含んでおりません。</p> <p>2 使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に合計9百万円含まれております。</p> <p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は7,506百万円、延滞債権額は66,601百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>1 有価証券には、関連会社の株式936百万円を含んでおりません。</p> <p>2 使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券は、「有価証券」中の国債に合計9百万円含まれております。</p> <p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は10,427百万円、延滞債権額は64,681百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)	前連結会計年度末 (平成15年3月31日)
<p>4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は2,157百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は207,695百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は397,535百万円であります。</p> <p>ただし、上記債権額のうち、最終処理につながる措置である株整理回収機構への管理信託方式による処理分は、1百万円あります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、3,886百万円あります。</p>	<p>4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は950百万円あります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は176,821百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は251,879百万円あります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、2,403百万円あります。</p>	<p>4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,448百万円あります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は196,546百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は273,103百万円あります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、3,470百万円あります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)	前連結会計年度末 (平成15年3月31日)																																										
<p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr> <td>有価証券</td> <td>325,985百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>337,068百万円</td> </tr> <tr> <td>預け金</td> <td>83百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr> <td>預金</td> <td>1,825百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー及び売渡手形</td> <td>170,000百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td>134,346百万円</td> </tr> <tr> <td>支払承諾</td> <td>83百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券145,749百万円、預け金20百万円、また、未実行のコールマネー等の債務の担保として有価証券6,051百万円を差入れております。</p> <p>また、非連結子会社の借入金等の担保として提供している資産はありません。</p> <p>なお、動産不動産のうち保証金権利金は11,595百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は2,206百万円であります。</p> <p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、671,251百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが606,005百万円あります。</p>	有価証券	325,985百万円	貸出金	337,068百万円	預け金	83百万円	預金	1,825百万円	コールマネー及び売渡手形	170,000百万円	債券貸借取引受入担保金	134,346百万円	支払承諾	83百万円	<p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr> <td>有価証券</td> <td>484,696百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>289,241百万円</td> </tr> <tr> <td>預け金</td> <td>76百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr> <td>預金</td> <td>1,388百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー及び売渡手形</td> <td>110,000百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td>329,095百万円</td> </tr> <tr> <td>支払承諾</td> <td>76百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券161,303百万円、預け金178百万円、また、未実行のコールマネー等の債務の担保として有価証券6,062百万円を差入れております。</p> <p>関連会社の借入金等の担保として提供している資産はありません。</p> <p>なお、動産不動産のうち保証金権利金は13,343百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は2,277百万円あります。</p> <p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、890,395百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが811,310百万円あります。</p>	有価証券	484,696百万円	貸出金	289,241百万円	預け金	76百万円	預金	1,388百万円	コールマネー及び売渡手形	110,000百万円	債券貸借取引受入担保金	329,095百万円	支払承諾	76百万円	<p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr> <td>有価証券</td> <td>575,123百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>310,676百万円</td> </tr> <tr> <td>預け金</td> <td>81百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr> <td>預金</td> <td>2,866百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー及び売渡手形</td> <td>200,000百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td>325,055百万円</td> </tr> <tr> <td>支払承諾</td> <td>81百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券145,489百万円、預け金270百万円、また、未実行のコールマネー等の債務の担保として有価証券6,068百万円を差し入れております。</p> <p>関連会社の借入金等の担保として提供している資産はありません。</p> <p>なお、動産不動産のうち保証金権利金は14,323百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は2,182百万円あります。</p> <p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、871,718百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが785,901百万円あります。</p>	有価証券	575,123百万円	貸出金	310,676百万円	預け金	81百万円	預金	2,866百万円	コールマネー及び売渡手形	200,000百万円	債券貸借取引受入担保金	325,055百万円	支払承諾	81百万円
有価証券	325,985百万円																																											
貸出金	337,068百万円																																											
預け金	83百万円																																											
預金	1,825百万円																																											
コールマネー及び売渡手形	170,000百万円																																											
債券貸借取引受入担保金	134,346百万円																																											
支払承諾	83百万円																																											
有価証券	484,696百万円																																											
貸出金	289,241百万円																																											
預け金	76百万円																																											
預金	1,388百万円																																											
コールマネー及び売渡手形	110,000百万円																																											
債券貸借取引受入担保金	329,095百万円																																											
支払承諾	76百万円																																											
有価証券	575,123百万円																																											
貸出金	310,676百万円																																											
預け金	81百万円																																											
預金	2,866百万円																																											
コールマネー及び売渡手形	200,000百万円																																											
債券貸借取引受入担保金	325,055百万円																																											
支払承諾	81百万円																																											

前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)	前連結会計年度末 (平成15年3月31日)
<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当社及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を請求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当社及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当社及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を請求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>
<p>10 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失としてその他資産に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は89,548百万円、繰延ヘッジ利益の総額は66,856百万円であります。</p>	<p>10 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失としてその他資産に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は99,827百万円、繰延ヘッジ利益の総額は81,161百万円であります。</p>	<p>10 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失としてその他資産に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は109,543百万円、繰延ヘッジ利益の総額は89,763百万円であります。</p>
<p>11 動産不動産の減価償却累計額 47,945百万円</p>	<p>11 動産不動産の減価償却累計額 37,031百万円</p>	<p>11 動産不動産の減価償却累計額 37,937百万円</p>
<p>12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金14,000百万円が含まれております。</p>	<p>12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金35,500百万円が含まれております。</p>	<p>12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金45,500百万円が含まれております。</p>
<p>13 社債は全額、劣後特約付社債であります。</p>	<p>13 同左</p>	<p>13 同左</p>
<p>14 当社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託934,446百万円、貸付信託1,323,606百万円であります。</p>	<p>14 当社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託819,879百万円、貸付信託1,030,946百万円であります。</p>	<p>14 当社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託886,055百万円、貸付信託1,167,331百万円であります。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
<p>1 その他経常費用には、貸出金償却3,065百万円、株式等償却16,972百万円を含んでおります。</p> <p>2 特別利益には、貸倒引当金戻入額7,362百万円を含んでおります。</p> <p>3 特別損失には、退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額751百万円を含んでおります。</p>	<p>1 その他経常費用には、貸出金償却1,146百万円、貸倒引当金繰入額4,151百万円、株式等償却335百万円を含んでおります。</p> <p>2 特別利益には、過去勤務債務の償却額等14,426百万円、厚生年金基金代行返上益1,132百万円及び東京都外形標準課税訴訟の和解に伴う還付税金及び当中間連結会計期間末までに対応する還付加算金相当額の合計4,185百万円を含んでおります。</p> <p>3 特別損失には、退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額743百万円を含んでおります。</p>	<p>1 その他経常費用には、貸出金償却22,656百万円、株式等売却損58,725百万円及び株式等償却25,065百万円を含んでおります。</p> <p>3 特別損失には、退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額1,503百万円及び当社において臨時に計上した株式等償却額36,837百万円を含んでおります。</p> <p>なお、当科目における株式等の償却額は、平成15年 3月12日に行った当社と旧みずほ信託銀行株式会社との合併に際して、合併後の当社における財務の健全性を堅持するため、通常基準による減損処理に加えて臨時に株式等の減損処理を行ったものであります。</p>

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成14年 9月30日現在	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成15年 9月30日現在	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成15年 3月31日現在
現金預け金勘定 476,922 百万円 定期預け金 116,904 百万円 その他預け金 2,954 百万円 現金及び現金同等物 357,063 百万円	現金預け金勘定 374,054 百万円 定期預け金 92,174 百万円 その他預け金 55,731 百万円 現金及び現金同等物 226,148 百万円	現金預け金勘定 607,273 百万円 定期預け金 114,723 百万円 その他預け金 79,956 百万円 現金及び現金同等物 412,592 百万円

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 8,986百万円 その他 788百万円 合計 9,774百万円 減価償却累計額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 5,791百万円 その他 31百万円 合計 5,823百万円 中間連結会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 3,195百万円 その他 756百万円 合計 3,951百万円 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 1,635百万円 1年超 3,961百万円 合計 5,597百万円 支払リース料、減価償却費相当額、及び支払利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 940百万円 減価償却費相当額 916百万円 支払利息相当額 115百万円 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各中間連結会計期間の減価償却費相当額とする定率法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 9,864百万円 その他 1,050百万円 合計 10,915百万円 減価償却累計額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 7,101百万円 その他 427百万円 合計 7,529百万円 中間連結会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 2,762百万円 その他 623百万円 合計 3,386百万円 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 1,799百万円 1年超 3,592百万円 合計 5,392百万円 支払リース料、減価償却費相当額、及び支払利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 1,128百万円 減価償却費相当額 980百万円 支払利息相当額 136百万円 減価償却費相当額の算定方法 同左 利息相当額の算定方法 同左 	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 取得価額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 10,286百万円 その他 783百万円 合計 11,070百万円 減価償却累計額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 7,061百万円 その他 188百万円 合計 7,249百万円 年度末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 3,225百万円 その他 595百万円 合計 3,820百万円 未経過リース料年度末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 1,902百万円 1年超 3,948百万円 合計 5,850百万円 支払リース料、減価償却費相当額、及び支払利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 2,101百万円 減価償却費相当額 2,262百万円 支払利息相当額 253百万円 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各連結会計年度の減価償却費相当額とする定率法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。
<p>2 オペレーティング・リース取引 (借主側)</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 21百万円 1年超 0百万円 合計 22百万円 	<p>2 オペレーティング・リース取引 (借主側)</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 145百万円 1年超 853百万円 合計 998百万円 	<p>2 オペレーティング・リース取引 (借主側)</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 139百万円 1年超 775百万円 合計 914百万円

(有価証券関係)

- (注) 1 (中間)連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金及び「買入金銭債権」中のコマーシャル・ペーパーを含めて記載しております。
- 2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、(中間)財務諸表における注記事項として記載しております。

前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成14年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成14年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	495,097	423,337	71,759	22,389	94,148
債券	573,408	576,539	3,130	3,290	160
国債	422,265	422,588	322	482	160
地方債	29,943	31,884	1,941	1,941	
社債	121,199	122,066	866	866	
その他	194,760	195,819	1,058	2,080	1,021
合計	1,263,266	1,195,696	67,570	27,760	95,330

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、株式については当中間連結会計期間末日前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額等により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 当社及び国内連結子会社は、その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価(原則として中間連結会計期間末日の市場価格。以下同じ)が取得原価(償却原価を含む。以下同じ)に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があると判断される銘柄を除き、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を前中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間におけるこの減損処理額は15,483百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は以下の通りであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

3 時価のない有価証券の主な内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成14年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	該当ありません。
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	13,302
非上場債券	42,074
非上場外国証券	35,065
当社貸付信託受益証券	13,457

当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成15年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成15年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	228,911	292,027	63,115	68,334	5,218
債券	577,514	572,450	5,063	809	5,872
国債	465,451	460,793	4,658	101	4,759
地方債	12,906	13,273	367	483	116
社債	99,155	98,383	772	224	996
その他	361,650	360,594	1,055	687	1,743
合計	1,168,076	1,225,072	56,996	69,831	12,834

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、株式については当中間連結会計期間末日前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額等により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 当社及び国内連結子会社は、その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価(原則として中間連結会計期間末日の市場価格。以下同じ)が取得原価(償却原価を含む。以下同じ)に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があるとは判断される銘柄を除き、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間におけるこの減損処理額は29百万円であり、全額株式に係るものであります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は原則として以下の通りであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成15年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	該当ありません。
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	111,958
非上場債券	40,509
非上場外国証券	26,742
当社貸付信託受益証券	55,483

前連結会計年度末

1 売買目的有価証券(平成15年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	1,803	9

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成15年3月31日現在)

該当ありません。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成15年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	245,002	242,284	2,717	12,528	15,246
債券	639,559	642,665	3,105	3,188	82
国債	497,036	497,855	818	896	77
地方債	19,384	20,702	1,317	1,319	1
社債	123,138	124,107	968	972	3
その他	323,123	325,194	2,070	2,359	288
合計	1,207,686	1,210,144	2,458	18,076	15,618

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、株式については当連結会計年度末日前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額等により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。ただし、減損処理に際して基準となる時価の算定は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づき行なっております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 当社及び国内連結子会社は、その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価(原則として連結会計年度末日の市場価格。以下同じ)が取得原価(償却原価を含む。以下同じ)に比べて著しく下落したのものについては、回復可能性があると判断される銘柄を除き、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。当連結会計年度におけるこの減損処理額は23,493百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は以下の通りであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

4 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成14年4月1日至平成15年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	2,101,752	16,646	59,720

5 時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成15年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	該当ありません。
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	12,237
非上場債券	38,212
非上場外国証券	29,132
当社貸付信託受益証券	10,495

6 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

7 その他有価証券のうち満期があるものの償還予定額(平成15年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	214,991	299,948	108,505	57,431
国債	210,023	149,447	80,953	57,431
地方債	688	7,905	12,108	
社債	4,279	142,596	15,443	
その他	17,627	247,636	78,526	5,448
合計	232,618	547,585	187,032	62,879

(金銭の信託関係)

前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の金銭の信託(平成14年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成14年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
その他の金銭の信託	1,099	1,181	81	81	

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の金銭の信託(平成15年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成15年9月30日現在)

該当ありません。

前連結会計年度末

1 運用目的の金銭の信託(平成15年3月31日現在)

該当ありません。

2 満期保有目的の金銭の信託(平成15年3月31日現在)

該当ありません。

3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成15年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
その他の金銭の信託	456	441	15		15

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額等により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

前中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成14年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	67,486
その他有価証券	67,568
その他の金銭の信託	81
()繰延税金負債	151
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	67,638
()少数株主持分相当額	61
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	
その他有価証券評価差額金	67,699

(注) 「評価差額」の内訳「その他有価証券」には、時価がない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額2百万円が含まれております。

当中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成15年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	56,969
その他有価証券	56,969
その他の金銭の信託	
()繰延税金負債	23,020
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	33,949
()少数株主持分相当額	59
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	26
その他有価証券評価差額金	33,916

(注) 「評価差額」の内訳「その他有価証券」には、時価がない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額26百万円が含まれております。

前連結会計年度末

その他有価証券評価差額金(平成15年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	2,439
その他有価証券	2,454
その他の金銭の信託	15
()繰延税金負債	989
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	1,449
()少数株主持分相当額	57
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	
その他有価証券評価差額金	1,391

(注) 「評価差額」の内訳「その他有価証券」には、時価がない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額 3百万円が含まれております。

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成14年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	54,606	139	139
	金利オプション			
店頭	金利先渡契約	14,638,549	781	781
	金利スワップ			
	金利オプション			
	その他			
	合計		316	581

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成14年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	249,799	5	5
	為替予約			
	通貨オプション			
	その他			

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び下記注2の取引は、上記記載から除いております。

- 2 「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する経過措置に基づき、期間損益計算を行っている通貨スワップ取引については、上記記載から除いております。

期間損益計算を行っている通貨スワップ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
通貨スワップ	125,901	285	285

また、同様に、先物為替予約、通貨オプション等のうち、中間連結会計期間末日に引直しを行い、その損益を中間連結損益計算書に計上しているもの、及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの又は当該外貨建債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

引直しを行っている通貨関連のデリバティブ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

区分	種類	契約額等(百万円)
取引所	通貨先物	
	通貨オプション	
店頭	為替予約	242,958
	通貨オプション	57,082
	その他	

(3) 株式関連取引(平成14年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成14年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物	19,016	194	194
	債券先物オプション			
店頭	債券店頭オプション			
	その他			
	合計		194	194

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引(平成14年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成14年9月30日現在)

該当ありません。

当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成15年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	83,515	330	330
	金利オプション			
店頭	金利先渡契約			
	金利スワップ	10,436,441	23,314	23,314
	金利オプション	62,700	381	167
	その他			
	合計		23,262	23,477

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成15年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物			
	通貨オプション			
店頭	通貨スワップ	120,659	2	2
	為替予約	288,321	704	704
	通貨オプション	10,333	0	0
	その他			
	合計		706	706

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

2 従来、引直し対象の先物為替予約、通貨オプション等は、当中間連結会計期間からは上記に含めて記載しております。なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づきヘッジ会計を適用している、通貨スワップ取引等については、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成15年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成15年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物	6,712	0	0
	債券先物オプション			
店頭	債券店頭オプション			
	その他			
	合計		0	0

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引(平成15年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成15年9月30日現在)

該当ありません。

前連結会計年度末

1 取引の状況に関する事項

(1) デリバティブ取引の内容

当社グループ(当社及び連結子会社)は、主として次に掲げるデリバティブ取引を行っております。

- 先物外国為替取引
- 通貨オプション取引
- 通貨スワップ取引
- 金利スワップ取引
- 金利オプション取引
- 金利先物取引および同オプション取引
- 債券先物取引および同オプション取引

なお、上記 金利オプション取引には、キャップ、フロアー、スワップション等の取引を含んでおります。

(2) デリバティブ取引に対する取組方針と目的

金融の自由化、国際化の流れに伴い、金融市場の発展・整備および金融商品の多様化が進み、取引手法も高度化しています。当社グループも、取引先からのニーズへの対応を図るとともに、自らのリスク調整などを行う手段として、上に掲げるようなデリバティブ取引を活用しております。

デリバティブ取引の運営に際しては、経営戦略および収益力等を勘案の上、ALM委員会の協議を経て市場関連取引の方針とそれに基づく全社ベースの取引管理ルールを制定し、そこで定める一定のリスク限度額、損失限度額および商品別保有限度額等の範囲内で取引を行っております。なお、ALM委員会とは、資産、負債の総合的管理を円滑に運営することを目的として、所管役員および本部署長により当社内で組織しているものです。

以上のような方針のもと、当社は主として次の目的で、デリバティブ取引を利用しております。

- 当社の資産負債総合管理(ALM)の一環として行うヘッジ等の取引
- トレーディング業務として行う取引
- 取引先に対する取引の取次および値付

(3) デリバティブ取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引を行うことに伴う主要なリスクとして、次のようなものがあります。

市場リスク

金利または為替レート等が変動することにより、取引の価値が増減するリスクおよび当社が保有する取引を必要ときに解消できなくなるリスク

信用リスク

取引相手先が、債務を履行できなくなるリスク

流動性リスク

取引を履行するために必要な資金の調達が困難になるリスク

なお、VaR値(予想最大損失額・上記 関係)および与信相当額(同 関係)について、参考として記載いたします。

VaR値

当社グループのトレーディング目的の取引、および外国為替取引を対象に算出したVaR(バリュー・アット・リスク)の平均値は205百万円(最大値412百万円、最小値39百万円)であります。なお、VaR値の測定は、「自己資本比率基準」の「内部モデル方式」に準拠したモデルにより行っております。計測の対象とした期間は、平成15年1月から同3月までの3ヵ月であります。

<使用モデル> ヒストリカルシミュレーション法 観測期間：過去250日、信頼水準：片側99%、保有期間：1日

与信相当額

「自己資本比率基準」(連結決算ベース)に基づく、平成15年3月31日時点のカレント・エクスポージャー方式による与信相当額を以下の通り計測しております。なお、この金額は、法的に有効なネットティング契約によるリスク削減分を控除したものであります。

	(金額単位 億円)
金利スワップ	1,467
通貨スワップ	23
先物外国為替予約	28
金利オプション(買)	7
通貨オプション(買)	0
その他のデリバティブ取引	0
一括清算ネットティング契約による信用リスク削減効果	1,098
合計	428

(4) デリバティブ取引に係るリスク管理体制

リスク管理に関わる諸方針、規定に基づき、取締役会を頂点とするリスクの計測モニター・報告体制を整備し、厳正な管理を行っております。

当社のデリバティブ取引については、資金証券部が取引の執行を、事務サービス部が取引の記帳を、それぞれ分担所掌しておりますが、これらの取引ラインとは独立してリスク統括部を設け、前記取組方針および取引管理ルールによる各種限度額の遵守状況を管理しております。さらに、トレーディング業務については、リスク統括部がデリバティブ管理システムを直接管理、運営し、独自にリスク量および損益状況を逐次把握することにより、有効な牽制機能を果たしております。

また、連結子会社の行うデリバティブ取引については、リスクヘッジ目的のものに限定し、当社のリスク統括部が定期的にその状況を把握しております。

(5) 契約額・時価等についての補足説明

契約額または時価等に関して補足する事項につきましては、「2 取引の時価等に関する事項」の該当する項目において記載しております。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成15年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物				
	売建	38,716	5,877	4	4
	買建	6,340		7	7
	金利オプション				
	売建				
	買建				
店頭	金利先渡契約				
	売建				
	買建				
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	7,596,448	6,049,412	222,298	222,298
	受取変動・支払固定	7,519,394	5,734,268	213,096	213,096
	受取変動・支払変動	290,000	290,000	1,571	1,571
	金利オプション				
	売建				
	買建				
	その他				
売建	27,720	22,720	0	170	
買建	45,318	40,318	417	39	
	合計			8,051	7,764

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

3 その他はスワップション、キャップ・フロアー取引であります。

(2) 通貨関連取引(平成15年3月31日現在)

	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	235,737		5	5
	為替予約				
	売建				
	買建				
	通貨オプション				
	売建				
	買建				
その他					
	売建				
	買建				
	合計			5	5

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び下記注3の取引は、上記記載から除いております。
- 2 時価の算定
 割引現在価値等により算定しております。
- 3 「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する経過措置に基づき、期間損益計算を行っている通貨スワップ取引については、上記記載から除いております。
 期間損益計算を行っている通貨スワップ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
通貨スワップ	117,426	230	230

また、同様に、先物為替予約、通貨オプション等のうち、連結会計年度末日に引直しを行い、その損益を連結損益計算書に計上しているもの、及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの又は当該外貨建債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

引直しを行っている通貨関連のデリバティブ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

区分	種類	契約額等(百万円)
取引所	通貨先物	
	売建	
	買建	
	通貨オプション	
店頭	売建	96,483
	買建	180,673
	通貨オプション	
	売建	12,986
	買建	12,792
	その他	
	売建	
	買建	

(3) 株式関連取引(平成15年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成15年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物				
	売建	4,322		10	10
	買建				
	債券先物オプション				
	売建				
	買建				
店頭	債券店頭オプション				
	売建				
	買建				
	その他				
	売建				
	買建				
	合計			10	10

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

(5) 商品関連取引(平成15年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成15年3月31日現在)

該当ありません。

【事業の種類別セグメント情報】

連結会社は信託銀行業以外に一部で信用保証業務等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)

	日本 (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	106,065	2,407	108,472		108,472
(2) セグメント間の内部 経常収益	10	792	802	(802)	
計	106,075	3,199	109,274	(802)	108,472
経常費用	107,158	3,383	110,541	(802)	109,739
経常損失	1,083	183	1,267		1,267

当中間連結会計期間(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)

	日本 (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	109,298	5,915	115,213		115,213
(2) セグメント間の内部 経常収益	44	733	777	(777)	
計	109,342	6,649	115,991	(777)	115,213
経常費用	92,669	8,543	101,212	(777)	100,434
経常利益(は経常損失)	16,673	1,894	14,779		14,779

前連結会計年度(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)

	日本 (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	215,002	4,852	219,854		219,854
(2) セグメント間の内部 経常収益	23	1,488	1,511	(1,511)	
計	215,025	6,340	221,366	(1,511)	219,854
経常費用	275,768	6,287	282,055	(1,511)	280,543
経常利益(は経常損失)	60,742	53	60,689		60,689

(注) 当社の本支店及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と国又は地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれの経常収益及び経常利益又は経常損失を記載しております。なお、日本以外の国又は地域(米州・欧州)における経常収益等は、いずれも全セグメントに占める割合が僅少であるため、その他の地域に一括記載しております。

【国際業務経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)

	金額(百万円)
国際業務経常収益	14,529
連結経常収益	108,472
国際業務経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	13.3

当中間連結会計期間(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)

	金額(百万円)
国際業務経常収益	16,368
連結経常収益	115,213
国際業務経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	14.2

前連結会計年度(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)

	金額(百万円)
国際業務経常収益	27,581
連結経常収益	219,854
国際業務経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	12.5

(注) 1 一般企業の海外売上高に代えて、国際業務経常収益を記載しております。

2 国際業務経常収益は、国内での外貨建諸取引、円建貿易手形取引、円建対非居住者諸取引、特別国際金融取引勘定における諸取引並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く)で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域毎のセグメント情報は記載しておりません。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自平成14年4月1日 至平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)
1株当たり純資産額	円	9.50	7.85	2.18
1株当たり中間(当期) 純利益	円	1.84	3.33	34.35
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益	円	0.80	1.90	

(注) 1 なお、当該会計基準及び適用指針の適用前に採用していた方法により算定した、前中間連結会計期間及び前連結会計年度の1株当たり情報は次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自平成14年4月1日 至平成14年9月30日)	前連結会計年度 (自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)
1株当たり純資産額	円	9.50	2.18
1株当たり中間(当期)純利益	円	1.84	34.35
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益	円	0.81	

2 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益	円	1.84	3.33	34.35
中間(当期)純利益	百万円	5,404	16,758	104,313
普通株式に係る 中間(当期)純利益	百万円	5,404	16,758	104,313
普通株主に帰属しない金額	百万円			
普通株式の(中間)期中平均 株式数	千株	2,921,352	5,023,935	3,036,385
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益	円	0.80	1.90	
中間(当期)純利益調整額	百万円			
普通株式増加数	千株	3,790,200	3,767,800	
第一回第一種優先株式	千株	1,829,400	1,829,400	
第二回第三種優先株式	千株	1,960,800	1,938,400	
希薄化効果を有しないため、 潜在株式調整後1株当たり中 間(当期)純利益の算定に含め なかった潜在株式の概要		2003年9月30日満期米 ドル建転換社債(額面 総額 39,360 千米ド ル)。	2003年9月30日満期米 ドル建転換社債(額面 総額 39,360 千米ド ル)。なお、本社債は 当中間連結会計期間に 償還しております。	(1) 2003年9月30日満 期米ドル建転換社 債(額面総額 39,360 千米ド ル)。 (2) 第一回第一種優先 株式及び第二回第 三種優先株式。 なお、上記優先株 式の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (1) 株式の総数 等」に記載のとおり。

3 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、前連結会計年度は純損失が計上されているので、記載しておりません。

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
<p>当社は、平成14年12月4日開催の取締役会において、みずほ信託銀行株式会社との合併協議を開始することを決議しました。合併に関する概要は、下記の通りであります。</p> <p>なお、合併の方法等の詳細は未定であります。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 合併の目的 個人、法人フルラインの信託銀行として、お客様へ最高水準のサービスを一元的に提供できる体制を構築するため。</p> <p>2 合併の相手会社の名称及び主な事業の内容等 名称 みずほ信託銀行株式会社 主な事業の内容 信託業務、銀行業務 規模 (直前事業年度の状況) 経常収益 55,273百万円 当期損失 4,044百万円 資本金 115,000百万円 総資産の額 262,266百万円 総負債の額 114,770百万円 純資産の額 147,495百万円 信託財産額 30,249,679百万円 従業員数 1,359人</p> <p>3 合併のスケジュール 平成15年3月の予定。</p>		

(2) 【その他】

該当ありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成14年9月30日)		当中間会計期間末 (平成15年9月30日)		前事業年度末 要約貸借対照表 (平成15年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金	9	475,829	7.83	329,408	5.72	536,469	8.83
コールローン				250,000	4.34		
買入金銭債権		99,116	1.63	120,367	2.09	84,111	1.38
特定取引資産		124,031	2.04	69,519	1.21	124,720	2.05
金銭の信託		1,181	0.02			441	0.01
有価証券	1 2 9	1,284,081	21.12	1,554,753	27.00	1,298,410	21.36
貸出金	3 4 5 6 7 8 9 10	3,525,231	57.99	2,945,499	51.16	3,414,209	56.18
外国為替		6,097	0.10	1,677	0.03	1,565	0.02
その他資産	9 11	236,720	3.89	184,993	3.21	269,148	4.43
動産不動産	9 12 13	55,769	0.92	50,816	0.88	55,722	0.92
繰延税金資産		140,384	2.31	106,962	1.86	141,092	2.32
支払承諾見返		245,498	4.04	169,773	2.95	216,089	3.56
貸倒引当金		114,821	1.89	23,968	0.41	64,183	1.06
投資損失引当金		23	0.00	2,244	0.04		
資産の部合計		6,079,097	100.00	5,757,559	100.00	6,077,797	100.00

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成14年9月30日)		当中間会計期間末 (平成15年9月30日)		前事業年度末 要約貸借対照表 (平成15年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	9	2,760,410	45.41	2,721,417	47.27	2,822,861	46.45
譲渡性預金		530,050	8.72	464,480	8.07	354,310	5.83
コールマネー	9	280,000	4.60	190,000	3.30	296,000	4.87
債券貸借取引受入担保金	9	134,346	2.21	329,095	5.72	325,055	5.35
売渡手形		107,700	1.77	50,000	0.87	144,600	2.38
特定取引負債		122,645	2.02	86,914	1.51	114,751	1.89
借入金	14	131,367	2.16	132,804	2.31	142,835	2.35
外国為替		18	0.00	15	0.00	10	0.00
社債	15	177,900	2.93	77,900	1.35	127,900	2.10
新株予約権付社債		4,825	0.08			4,731	0.08
信託勘定借		1,180,615	19.42	1,177,862	20.46	1,094,630	18.01
その他負債		146,885	2.42	31,874	0.55	159,402	2.62
賞与引当金		862	0.01	1,356	0.02	1,475	0.02
退職給付引当金		4,652	0.07	8,790	0.15	7,589	0.12
債権売却損失引当金		1,105	0.02	635	0.01	624	0.01
特定債務者支援引当金		5,400	0.09	4,200	0.07	4,200	0.07
支払承諾	9	245,498	4.04	169,773	2.95	216,089	3.56
負債の部合計		5,834,283	95.97	5,447,119	94.61	5,817,067	95.71
(資本の部)							
資本金		247,231	4.07	247,231	4.30	247,231	4.07
資本剰余金		60,154	0.99	12,212	0.21	117,203	1.93
資本準備金		60,154		12,212		117,203	
利益剰余金		5,283	0.09	17,469	0.30	104,990	1.73
利益準備金						90	
中間未処分利益 (は当期末処理損失)		5,283		17,469		105,080	
その他有価証券評価差額金		67,847	1.12	33,548	0.58	1,299	0.02
自己株式		8	0.00	22	0.00	15	0.00
資本の部合計		244,813	4.03	310,440	5.39	260,729	4.29
負債及び資本の部合計		6,079,097	100.00	5,757,559	100.00	6,077,797	100.00

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)		前事業年度 要約損益計算書 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		70,115	100.00	93,342	100.00	164,983	100.00
信託報酬		8,066		26,864		35,551	
資金運用収益		41,557		34,753		80,011	
(うち貸出金利息)		(31,816)		(26,182)		(61,507)	
(うち有価証券利息配当金)		(8,706)		(7,527)		(16,540)	
役務取引等収益		8,546		18,063		22,215	
特定取引収益		1,611		528		3,656	
その他業務収益		5,016		7,212		11,289	
その他経常収益		5,316		5,919		12,259	
経常費用		72,735	103.73	79,073	84.71	225,064	136.42
資金調達費用		20,272		17,856		38,538	
(うち預金利息)		(5,747)		(5,176)		(11,126)	
役務取引等費用		1,441		8,276		3,847	
特定取引費用				10			
その他業務費用		479		2,176		995	
営業経費	1	26,710		41,272		54,380	
その他経常費用	2	23,831		9,481		127,302	
経常利益(は経常損失)		2,620	3.73	14,268	15.29	60,081	36.42
特別利益	3	10,160	14.49	20,645	22.12	14,980	9.08
特別損失	4	2,023	2.90	5,152	5.52	42,400	25.70
税引前中間純利益 (は税引前当期純損失)		5,516	7.86	29,761	31.89	87,500	53.04
法人税、住民税及び事業税		14	0.02	22	0.03	21	0.01
法人税等調整額		218	0.31	12,270	13.15	17,558	10.64
中間純利益 (は当期純損失)		5,283	7.53	17,469	18.71	105,080	63.69
前期繰越利益							
中間未処分利益 (は当期未処理損失)		5,283		17,469		105,080	

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

区分	前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
<p>1 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p>	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前期末と当中間期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当中間期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については、前事業年度と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については、前期末と当期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>

区分	前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
2 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるもののうち株式については中間決算日前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p>	同左	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については当期末日前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については当期末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p>
	<p>(2) 金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、上記1及び2(1)と同じ方法により行っております。</p> <p>なお、評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>その他有価証券で時価のあるもののうち株式以外については、前中間会計期間において中間期末日前1カ月の市場価格の平均等による時価法により評価しておりましたが、前下半期において親会社とのより精緻な会計方針の統一を早期に図るため、中間期末日の市場価格等による時価法に変更しました。なお、前中間期を変更後の方法によった場合に当該変更が中間財務諸表に与える影響は軽微であります。</p>		<p>(2) 金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、上記1及び2(1)と同じ方法により行っております。</p>

区分	前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
3 デリバティブ取引 の評価基準及び評価 方法	デリバティブ取引(特定 取引目的の取引を除く)の 評価は、時価法により行っ ております。	同左	同左
4 固定資産の減価償 却の方法	(1) 動産不動産 動産不動産の減価償却 は、建物については定額 法(ただし、建物附属設 備については定率法)、 動産については定率法を 採用し、年間減価償却費 見積額を期間により按分 し計上しております。 なお、主な耐用年数は 次のとおりであります。 建物：3～50年 動産：3～20年	(1) 動産不動産 同左	(1) 動産不動産 動産不動産の減価償却 は、建物については定額 法(ただし、建物附属設 備については定率法)、 動産については定率法を 採用しております。 なお、主な耐用年数は 次のとおりであります。 建物：3～50年 動産：3～20年
	(2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェ アについては、社内にお ける利用可能期間(5年) に基づく定額法により償 却しております。	(2) ソフトウェア 同左	(2) ソフトウェア 同左
5 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定 めている償却・引当基準 に則り、次のとおり計上 しております。 破産、特別清算等、法 的に経営破綻の事実が発 生している債務者(以下 「破綻先」という)に係 る債権及びそれと同等の 状況にある債務者(以下 「実質破綻先」という) の債権については、下記 直接減額後の帳簿価額か ら、担保の処分可能見込 額及び保証による回収可 能見込額を控除し、その 残額を計上してありま す。また、現在は経営破 綻の状況にないが、今後 経営破綻に陥る可能性が 大きいと認められる債務 者に係る債権について は、債権額から、担保の 処分可能見込額及び保証 による回収可能見込額を 控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定 めている償却・引当基準 に則り、次のとおり計上 しております。 破産、特別清算等、法 的に経営破綻の事実が発 生している債務者(以下 「破綻先」という)に係 る債権及びそれと同等の 状況にある債務者(以下 「実質破綻先」という) に係る債権については、 以下のなお書きに記載さ れている直接減額後の帳 簿価額から、担保の処分 可能見込額及び保証によ る回収可能見込額を控除 し、その残額を計上して おります。また、現在は 経営破綻の状況にない が、今後経営破綻に陥る 可能性が大きいと認めら れる債務者に係る債権に ついては、債権額から、 担保の処分可能見込額及 び保証による回収可能見 込額を控除し、その残額	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定 めている償却・引当基準 に則り、次のとおり計上 しております。 破産、特別清算等、法 的に経営破綻の事実が発 生している債務者(以下 「破綻先」という)に係 る債権及びそれと同等の 状況にある債務者(以下 「実質破綻先」という) の債権については、下記 直接減額後の帳簿価額か ら、担保の処分可能見込 額及び保証による回収可 能見込額を控除し、その 残額を計上してありま す。また、現在は経営破 綻の状況にないが、今後 経営破綻に陥る可能性が 大きいと認められる債務 者に係る債権について は、債権額から、担保の 処分可能見込額及び保証 による回収可能見込額を 控除し、その残額のうち、債務者の支払能

区分	前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	<p>総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は244,370百万円であります。</p>	<p>のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は96,487百万円であります。</p>	<p>力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>なお、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者と与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができず債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p>

区分	前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
			<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は154,866百万円であります。</p>
	(2) 投資損失引当金 投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。	(2) 投資損失引当金 投資に対する損失に備えるため、出資先法人の財政状態等を勘案し必要と認められる額を計上しております。	
	(3) 賞与引当金 従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。	(3) 賞与引当金 従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。	(2) 賞与引当金 従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。
	(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理	(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度において一時損益処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年。ただし、旧みずほ信託銀行の従業員に係るものについては平均残存勤務期間(10年～14年))による定額法によ

区分	前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	<p>なお、会計基準変更時差異(25,828百万円)については、発生年度の退職給付信託の設定により18,002百万円を一時費用処理した残額について5年による按分額を費用処理することとし、当中間期においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p>	<p>年数(10年~14年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異については、発生年度の退職給付信託の設定により一時費用処理した残額について5年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>確定給付企業年金法の施行に基づき、厚生年金基金の代行部分について、平成15年9月25日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。これに伴い、当社は、「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)第47 2項に定める経過措置を適用し、当該将来分返上認可の日において代行部分に係る退職給付債務と年金資産を消滅したものとみなして会計処理をしております。</p> <p>本処理に伴う当中間会計期間における損益に与えている影響額は、特別利益として1,132百万円計上しております。</p> <p>また、当中間会計期間末日現在において測定された返還相当額(最低責任準備金)は、22,127百万円であります。</p>	<p>り按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異(25,828百万円)については、発生年度の退職給付信託の設定により18,002百万円を一時費用処理した残額について5年による按分額を費用処理しております。</p>
	<p>(5) 債権売却損失引当金 (株)共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>(5) 債権売却損失引当金 同左</p>	<p>(4) 債権売却損失引当金 同左</p>

区分	前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
	(6) 特定債務者支援引当金 再建支援を行っている 特定の債務者に対し、将 来発生する支援額を合理 的に見積もり、必要と認 められる額を計上してお ります。	(6) 特定債務者支援引当金 同左	(5) 特定債務者支援引当金 同左
6 外貨建資産及び負 債の本邦通貨への換 算基準	<p>外貨建資産・負債につ いては、取得時の為替相場 による円換算額を付す子会社 株式及び関連会社株式を除 き、主として中間決算日の 為替相場による円換算額を 付しております。</p>	<p>外貨建資産・負債は、取 得時の為替相場による円換 算額を付す子会社株式及び 関連会社株式を除き、主と して中間決算日の為替相場 による円換算額を付してお ります。 (会計方針の変更) 外貨建取引等の会計処理 につきましては、前事業年 度は「銀行業における外貨 建取引等の会計処理に関す る会計上及び監査上の取扱 い」(日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第25 号。以下「業種別監査委員 会報告第25号」という。) による経過措置を適用して おりましたが、当中間会計 期間からは、同報告の本則 規定に基づき資金調達通貨 を資金運用通貨に変換する 等の目的で行う通貨スワ ップ取引及び為替スワップ 取引については、ヘッジ会 計を適用しております。な お、当該ヘッジ会計の概要 につきましては、「8 ヘ ッジ会計の方法」に記載し ております。 この変更による財務諸表 への影響はありません。 また、上記以外の先物外 国為替取引等に係る円換算 差金は、従来、相殺のうえ 「その他資産」中のその他 の資産又は「その他負債」 中のその他の負債で純額表 示しておりましたが、当中 間会計期間からは、業種別 監査委員会報告第25号に基 づき総額で表示するととも に、「特定取引資産」中の 特定金融派生商品、「その 他資産」及び「その他負 債」中の金融派生商品に含 めて計上しております。こ の変更に伴い、従来の方 法</p>	<p>外貨建資産・負債につ いては、取得時の為替相場 による円換算額を付す子会社 株式及び関連会社株式を除 き、主として決算日の為替 相場による円換算額を付し ております。 (会計方針の変更) 外貨建取引等の会計処理 につきましては、従来、 「銀行業における外貨建取 引等の会計処理に関する当 面の会計上及び監査上の取 扱い」(日本公認会計士協 会業種別監査委員会報告第 20号)を適用してありまし たが、当事業年度からは 「銀行業における外貨建取 引等の会計処理に関する会 計上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業種 別監査委員会報告第25号) を適用しております。 なお、当事業年度は、日 本公認会計士協会業種別監 査委員会報告第25号に規定 する経過措置を適用し、 「資金関連スワップ取引」、 「通貨スワップ取引」及び 「インターナショナル・ コントラクト及び連結会社 間取引の取扱い」について は、従前の方法により会計 処理しております。また、 先物為替取引等に係る円換 算差金については、貸借対 照表上、相殺表示しており ます。 資金関連スワップ取引に ついては、日本公認会計士 協会業種別監査委員会報告 第25号に規定する経過措置 に基づき、債権元本相当額 及び債務元本相当額の決算 日の為替相場による正味の 円換算額を貸借対照表に計 上し、異種通貨間の金利差 を反映した直先差金は直物</p>

区分	前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
		<p>によった場合と比較して、「特定取引資産」は3,417百万円増加、「その他資産」は1,007百万円減少、「その他負債」は2,410百万円増加しております。</p>	<p>外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により損益計算書に計上するとともに、決算日の未収収益または未払費用を計上しております。</p> <p>資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達または運用に係る元本相当額を直物買為替または直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべきまたは支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替または先物売為替とした為替スワップ取引であります。</p> <p>異なる通貨での資金調達・運用を動機とし、契約締結時における元本相当額の支払額または受取額と通貨スワップ契約満了時における元本相当額の受取額または支払額が同額で、かつ、元本部分と金利部分に適用されるスワップレートが合理的なレートである直先フラット型の通貨スワップ取引(利息相当額の支払日ごとにその時点の実勢為替相場を反映して一方の通貨の元本相当額を更改し、かつ、各利払期間ごとに直先フラットである通貨スワップ取引を含む)については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の決算日の為替相場による正味の円換算額を貸借対照表に計上し、交換利息相当額はその期間にわたり発生主義により損益計算書に計上するとともに、決算日の未収収益または未払費用を計上しております。</p> <p>なお、これらの変更による影響は軽微であります。</p>

区分	前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
7 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左	同左
8 ヘッジ会計の方法	<p>ヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する経過措置にもとづき、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)に定められたリスク調整アプローチによるリスク管理であり、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。</p> <p>また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ (追加情報)</p> <p>金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は繰延ヘッジによっております。前事業年度は「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する経過措置に基づき、多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する「マクロヘッジ」を実施していましたが、当中間会計期間からは、同報告の本則規定に基づき処理しております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p>	<p>ヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する経過措置に基づき、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)に定められたリスク調整アプローチによるリスク管理であり、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。</p> <p>また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。</p>

区分	前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
		<p>また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間期末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は90,398百万円、繰延ヘッジ利益は74,953百万円であります。</p> <p>(口)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は繰延ヘッジによるものであります。前事業年度は業種別監査委員会報告第25号による経過措置を適用しておりましたが、当中間会計期間からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨を資金運用通貨に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用しております。</p> <p>これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。</p>	

区分	前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
		<p>(ハ)内部取引等</p> <p>デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。</p>	
9 消費税等の会計処理	<p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。</p>	<p>消費税及び地方消費税(以下消費税という)の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。</p>	<p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しております。</p>
10 その他(中間)財務諸表作成のための重要な事項			<p>(1) 自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準</p> <p>「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準第1号)が平成14年4月1日以後に適用されることになったことに伴い、当期から同会計基準を適用しております。これによる当期の資産および資本に与える影響はありません。</p> <p>なお、財務諸表等規則および銀行法施行規則の改正により、当期における貸借対照表の資本の部については、改正後の財務諸表等規則および銀行法施行規則により作成しております。</p>

区分	前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
			<p>(2) 1株当たり当期純利益に関する会計基準 「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が平成14年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表から適用されることになったことに伴い、当期から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる影響については、「1株当たり情報」に記載しております。</p> <p>(3) 金融商品会計 現先取引については、従来、売買処理しておりましたが、「買現先勘定」及び「売現先勘定」に資金取引として処理することとしております。なお、この変更が財務諸表に与える影響はありません。</p> <p>現金担保付債券貸借取引については、従来、現金を担保とする債券貸借取引として担保金を「債券借入取引担保金」及び「債券貸付取引担保金」で処理しておりましたが、当期からは、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、有価証券を担保とする資金取引として「債券貸借取引支払保証金」及び「債券貸借取引受入担保金」で処理しております。なお、この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、「その他負債」は325,055百万円減少し、「債券貸借取引受入担保金」は同額増加しております。</p>

表示方法の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)</p>
<p>(中間貸借対照表関係) 「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」(平成14年内閣府令第63号)により、銀行法施行規則別紙様式が改正されたことに伴い、前中間会計期間において区分掲記していた「転換社債」は、当中間会計期間から「新株予約権付社債」に含めて表示しております。</p>	

追加情報

前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
<p>(金融商品会計)</p> <p>1 現先取引については、従来、売買処理しておりましたが、金融商品に係る会計基準(「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成11年1月22日))の適用に伴い、当中間会計期間から、「買現先勘定」及び「売現先勘定」に資金取引として処理することとしております。なお、この変更による影響はありません。</p> <p>2 現金担保付債券貸借取引については、従来、現金を担保とする債券貸借取引として、担保金を「その他資産」中の「債券借入取引担保金」及び「その他負債」中の「債券貸付取引担保金」で処理しておりましたが、当中間会計期間から、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)にもとづき、有価証券を担保とする資金取引として「債券貸借取引支払保証金」及び「債券貸借取引受入担保金」で処理しております。なお、この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、「その他負債」は134,346百万円減少し、「債券貸借取引受入担保金」は同額増加しております。</p>		

前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
<p>(外貨建取引等会計基準)</p> <p>従来、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号)を適用しておりましたが、当中間会計期間から、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)を適用しております。</p> <p>当中間会計期間は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置を適用し、「資金関連スワップ取引」、「通貨スワップ取引」および「インターナル・コントラクト及び連結会社間取引の取扱い」については、従前の方法により会計処理しております。また、先物為替取引等に係る円換算差金については、中間貸借対照表上、相殺表示しております。</p> <p>資金関連スワップ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置にもとづき、債権元本相当額および債務元本相当額の間接決算日の為替相場による正味の円換算額を中間貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により中間損益計算書に計上するとともに、中間決算日の未収収益または未払費用を計上しております。</p> <p>資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。</p>		

<p>前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)</p>
<p>異なる通貨での資金調達・運用を動機とし、契約締結時における元本相当額の支払額又は受取額と通貨スワップ契約満了時における元本相当額の受取額又は支払額が同額で、かつ、元本部分と金利部分に適用されるスワップレートが合理的なレートである直先フラット型の通貨スワップ取引(利息相当額の支払日ごとにその時点の実勢為替相場を反映して一方の通貨の元本相当額を更改し、かつ、各利払期間ごとに直先フラットである通貨スワップ取引を含む)については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置にもとづき、債権元本相当額および債務元本相当額の間接決算日の為替相場による正味の円換算額を中間貸借対照表に計上し、交換利息相当額はその期間にわたり発生主義により中間損益計算書に計上するとともに、中間決算日の未収収益または未払費用を計上しております。なお、これらの変更による影響は軽微であります。</p>		
<p>(自己株式及び法定準備金取崩等会計基準) 当中間会計期間から、「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成14年2月21日)を適用しております。これによる当中間会計期間の資産および資本に与える影響はありません。 なお、中間財務諸表等規則および銀行法施行規則の改正により、当中間会計期間における中間貸借対照表の資本の部については、改正後の中間財務諸表等規則および銀行法施行規則により作成しております。</p>		
		<p>(外形標準課税) 東京都に係る事業税の課税標準については、「東京都における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」(平成12年東京都条例第145号)(以下都条例)が施行されたことに伴い、従来の所得から業務粗利益に変更になりました。</p>

前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
		<p>平成12年10月18日、当社は、東京都及び東京都知事を被告として、都条例の無効確認等を求めて東京地方裁判所に提訴し、平成14年 3月26日、東京地方裁判所は、都条例が違法無効であることを理由として、誤納金1,884百万円及び損害賠償金110百万円(旧みずほ信託銀行分を含む)の請求を認める判決を言い渡しました。さらに、平成14年 3月29日、東京都は、東京高等裁判所に控訴し、同年 4月 9日、当社を含む一審原告各行も東京高等裁判所に控訴し、平成15年 1月30日、東京高等裁判所は、都条例が違法無効であることを理由として、誤納金3,763百万円(旧みずほ信託銀行分を含む)の請求を認める判決を言い渡しました。同年 2月10日、東京都は、上告及び上告受理申立てをし、同月13日、当社を含む一審原告各行も上告及び上告受理申立てをしております。</p> <p>このように当社は都条例が違憲・違法であると考え、その旨を訴訟において主張して係争中であり、当期における会計処理についても、前期と同様に東京都に係る事業税を都条例に基づく外形標準課税基準による事業税として処理しているものの、これは現時点では従来の会計処理を継続適用することが適当であると判断されるためであり、都条例を合憲・適法なものと認めたということではありません。上記条例施行に伴い、東京都に係る事業税については、当期は1,509百万円を「その他経常費用」に計上しており、所得が課税標準である場合に比べ経常損失は同額増加しております。また、当該事業税は税効果会計の計算に含められる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は1,437百万円減少しました。</p> <p>また、大阪府に係る事業税の課税標準についても、「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」(平成12年大阪府条例第131号)(以下府条例)が施行されたことに伴い、従来の所得から業務粗利益に変更になりました。</p>

前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
		<p>平成14年4月4日に、当社は、大阪府及び大阪府知事を被告として、府条例の無効確認等を求めて大阪地方裁判所に提訴しました。なお、大阪府に係る事業税については、平成14年5月30日に「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例の一部を改正する条例」(平成14年大阪府条例第77号)(以下平成14年改政府条例)が、平成15年4月1日に「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例の一部を改正する条例」(平成15年大阪府条例第14号)(以下平成15年改政府条例)が、それぞれ施行されたことにより、府条例による課税標準等の特例は平成15年4月1日以後開始する事業年度より適用されることとなりました。これにより、当事業年度に係る大阪府に対する事業税については、平成15年改政府条例附則2の適用を受け、当社の場合、外形標準課税基準と所得基準のうち低い額となる、所得を課税標準として計算される額を申告・納付する予定であります。ただし、この申告・納付によって、府条例、平成14年改政府条例及び平成15年改政府条例を合憲・適法なものとして認めたとということではありません。また、当該事業税は税効果会計の計算に含められる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は287百万円減少しました。</p> <p>「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後開始する事業年度より銀行業に対する法人事業税に係る課税標準が、従来の「所得及び清算所得」と規定されていたもの(平成15年改正前地方税法第72条の12)から、「付加価値額」、「資本等の金額」及び「所得及び清算所得」に変更されることにより、「付加価値額」及び「資本等の金額」が課税標準となる事業税は、利益に関連する金額を課税標準とする税金には該当</p>

前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
		<p>しないこととなります。また、これを受けて都条例及び府条例に基づく東京都、大阪府に係る法人事業税は、平成16年4月1日に開始する事業年度以降は、法律上の根拠を失い適用されないこととなります。</p> <p>この変更に伴い、当社の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する平成16年度以降の法定実効税率は、当期の38.8%から40.4%となり、繰延税金資産の金額は4,704百万円増加し、当期に計上された法人税等調整額の金額は4,739百万円減少しております。また、その他有価証券評価差額金は34百万円減少しております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成14年9月30日)	当中間会計期間末 (平成15年9月30日)	前事業年度末 (平成15年3月31日)
<p>1 子会社の株式総額 887百万円</p> <p>なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2 使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に合計9百万円含まれております。</p> <p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は22,363百万円、延滞債権額は160,930百万円であります。</p> <p>ただし、上記債権額のうち、最終処理につながる措置である(株)整理回収機構への管理信託方式による処理は、1百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>1 子会社の株式総額 109,118百万円</p> <p>なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2 使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に合計9百万円含まれております。</p> <p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は3,589百万円、延滞債権額は24,601百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>1 子会社の株式総額 9,341百万円</p> <p>なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2 使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に合計9百万円含まれております。</p> <p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は9,932百万円、延滞債権額は61,898百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>

前中間会計期間末 (平成14年9月30日)	当中間会計期間末 (平成15年9月30日)	前事業年度末 (平成15年3月31日)
<p>4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は2,152百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は207,341百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は392,788百万円であります。</p> <p>ただし、上記債権額のうち、最終処理につながる措置である株整理回収機構への管理信託方式による処理分は、1百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、172,180百万円であります。</p> <p>8 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)にもとづき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形および買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、3,886百万円であります。</p>	<p>4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は950百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は25,556百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は54,697百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、38,740百万円であります。</p> <p>8 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、2,403百万円であります。</p>	<p>4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,445百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は196,281百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は269,588百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものと会計処理した貸出金の元本の期末残高の総額は、1,000百万円あります。また、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、215,791百万円あります。</p> <p>8 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)にもとづき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形および買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、3,470百万円あります。</p>

前中間会計期間末 (平成14年9月30日)	当中間会計期間末 (平成15年9月30日)	前事業年度末 (平成15年3月31日)																																																
<p>9 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr><td>有価証券</td><td>325,985百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>337,068百万円</td></tr> <tr><td>預け金</td><td>83百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr><td>預金</td><td>1,825百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー</td><td>170,000百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借取引</td><td>134,346百万円</td></tr> <tr><td>受入担保金</td><td></td></tr> <tr><td>支払承諾</td><td>83百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券145,749百万円、預け金20百万円、また、未実行のコールマネー等の債務の担保として有価証券6,051百万円を差入れております。</p> <p>また、子会社の借入金等の担保として提供している資産はありません。</p> <p>なお、動産不動産のうち保証金権利金は9,057百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は2,206百万円であります。</p> <p>10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、690,619百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが624,392百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を請求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	有価証券	325,985百万円	貸出金	337,068百万円	預け金	83百万円	預金	1,825百万円	コールマネー	170,000百万円	債券貸借取引	134,346百万円	受入担保金		支払承諾	83百万円	<p>9 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr><td>有価証券</td><td>484,696百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>289,241百万円</td></tr> <tr><td>預け金</td><td>76百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr><td>預金</td><td>1,388百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー</td><td>110,000百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借取引</td><td>329,095百万円</td></tr> <tr><td>受入担保金</td><td></td></tr> <tr><td>支払承諾</td><td>76百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券149,456百万円、預け金178百万円、また、未実行のコールマネー等の債務の担保として有価証券6,062百万円を差入れております。</p> <p>また、子会社及び関連会社の借入金等の担保として提供している資産はありません。</p> <p>なお、動産不動産のうち保証金権利金は9,492百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は2,277百万円です。</p> <p>10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、847,686百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが769,585百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	有価証券	484,696百万円	貸出金	289,241百万円	預け金	76百万円	預金	1,388百万円	コールマネー	110,000百万円	債券貸借取引	329,095百万円	受入担保金		支払承諾	76百万円	<p>9 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr><td>有価証券</td><td>575,123百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>310,676百万円</td></tr> <tr><td>預け金</td><td>81百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr><td>預金</td><td>2,866百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー</td><td>200,000百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借取引</td><td>325,055百万円</td></tr> <tr><td>受入担保金</td><td></td></tr> <tr><td>支払承諾</td><td>81百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券145,489百万円、預け金270百万円、また、未実行のコールマネー等の債務の担保として有価証券6,068百万円を差入れております。</p> <p>また、子会社及び関連会社の借入金等の担保として提供している資産はありません。</p> <p>10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、892,707百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが806,890百万円です。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。</p> <p>また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を請求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	有価証券	575,123百万円	貸出金	310,676百万円	預け金	81百万円	預金	2,866百万円	コールマネー	200,000百万円	債券貸借取引	325,055百万円	受入担保金		支払承諾	81百万円
有価証券	325,985百万円																																																	
貸出金	337,068百万円																																																	
預け金	83百万円																																																	
預金	1,825百万円																																																	
コールマネー	170,000百万円																																																	
債券貸借取引	134,346百万円																																																	
受入担保金																																																		
支払承諾	83百万円																																																	
有価証券	484,696百万円																																																	
貸出金	289,241百万円																																																	
預け金	76百万円																																																	
預金	1,388百万円																																																	
コールマネー	110,000百万円																																																	
債券貸借取引	329,095百万円																																																	
受入担保金																																																		
支払承諾	76百万円																																																	
有価証券	575,123百万円																																																	
貸出金	310,676百万円																																																	
預け金	81百万円																																																	
預金	2,866百万円																																																	
コールマネー	200,000百万円																																																	
債券貸借取引	325,055百万円																																																	
受入担保金																																																		
支払承諾	81百万円																																																	

前中間会計期間末 (平成14年9月30日)	当中間会計期間末 (平成15年9月30日)	前事業年度末 (平成15年3月31日)
<p>11 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失としてその他資産に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は89,548百万円、繰延ヘッジ利益の総額は66,856百万円であります。</p> <p>12 動産不動産の減価償却累計額 35,011百万円</p> <p>13 動産不動産の圧縮記帳額 1,510百万円 (当中間期圧縮記帳額 百万円)</p> <p>14 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金123,100百万円が含まれております。</p> <p>15 社債は全額、劣後特約付社債であります。</p> <p>16 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託934,446百万円、貸付信託1,323,606百万円であります。</p>	<p>11 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失としてその他資産に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は99,827百万円、繰延ヘッジ利益の総額は83,462百万円であります。</p> <p>12 動産不動産の減価償却累計額 34,276百万円</p> <p>13 動産不動産の圧縮記帳額 1,472百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 百万円)</p> <p>14 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金124,600百万円が含まれております。</p> <p>15 社債は全額、劣後特約付社債であります。</p> <p>16 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託819,879百万円、貸付信託1,030,946百万円であります。</p>	<p>11 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は109,543百万円、繰延ヘッジ利益の総額は89,763百万円あります。</p> <p>12 動産不動産の減価償却累計額 35,736百万円</p> <p>13 動産不動産の圧縮記帳額 1,483百万円 (当期圧縮記帳額 百万円)</p> <p>14 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金134,600百万円が含まれております。</p> <p>15 社債は全額、劣後特約付社債であります。</p> <p>16 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託886,055百万円、貸付信託1,167,331百万円あります。</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)								
<p>1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物・動産</td> <td>666百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>57百万円</td> </tr> </table> <p>2 その他経常費用には、貸出金償却2,986百万円、株式等償却16,972百万円を含んでおります。</p> <p>3 特別利益には、貸倒引当金戻入額8,658百万円を含んでおります。</p> <p>4 特別損失には、退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額782百万円を含んでおります。</p>	建物・動産	666百万円	その他	57百万円	<p>1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物・動産</td> <td>851百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>235百万円</td> </tr> </table> <p>2 その他経常費用には、貸出金償却758百万円、貸倒引当金繰入額2,398百万円、株式等償却335百万円及び投資損失引当金繰入額2,244百万円を含んでおります。</p> <p>3 特別利益には、過去勤務債務の償却額等14,426百万円、厚生年金基金代行返上益1,132百万円及び東京都外形標準課税訴訟の和解に伴う還付税金及び当中間期末までに対応する還付加算金の合計4,185百万円を含んでおります。</p> <p>4 特別損失には、退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額772百万円を含んでおります。</p>	建物・動産	851百万円	その他	235百万円	<p>4 特別損失には、退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額1,565百万円、臨時に計上した株式等の償却額36,837百万円を含んでおります。なお、当科目における株式等の償却額は、平成15年3月12日に行った(旧)みずほ信託銀行株式会社との合併に際して、合併後の当社における財務の健全性を堅持するため、通常基準による減損処理に加えて臨時に株式等の減損処理を行ったものであります。</p>
建物・動産	666百万円									
その他	57百万円									
建物・動産	851百万円									
その他	235百万円									

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)																																																																																																						
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額 取得価額相当額 <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>73百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>73百万円</td></tr> </table> 減価償却累計額相当額 <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>23百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>23百万円</td></tr> </table> 中間期末残高相当額 <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>50百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>50百万円</td></tr> </table> 未経過リース料中間期末残高相当額 <table border="0"> <tr><td>1年内</td><td>11百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>44百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>55百万円</td></tr> </table> 当中間期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table border="0"> <tr><td>支払リース料</td><td>6百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>8百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>0百万円</td></tr> </table> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各中間会計期間の減価償却費相当額とする定率法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間会計期間への配分方法については、利息法によっております。 <p>2 オペレーティング・リース取引 (借主側)</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <table border="0"> <tr><td>1年内</td><td>21百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>0百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>22百万円</td></tr> </table> 	動産	73百万円	その他	百万円	合計	73百万円	動産	23百万円	その他	百万円	合計	23百万円	動産	50百万円	その他	百万円	合計	50百万円	1年内	11百万円	1年超	44百万円	合計	55百万円	支払リース料	6百万円	減価償却費相当額	8百万円	支払利息相当額	0百万円	1年内	21百万円	1年超	0百万円	合計	22百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>466百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>466百万円</td></tr> </table> 減価償却累計額相当額 <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>411百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>411百万円</td></tr> </table> 中間会計期間末残高相当額 <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>54百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>54百万円</td></tr> </table> 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <table border="0"> <tr><td>1年内</td><td>46百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>37百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>84百万円</td></tr> </table> 当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table border="0"> <tr><td>支払リース料</td><td>46百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>19百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>0百万円</td></tr> </table> 減価償却費相当額の算定方法 同左 利息相当額の算定方法 同左 <p>2 オペレーティング・リース取引 (借主側)</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 該当ありません。 	動産	466百万円	その他	百万円	合計	466百万円	動産	411百万円	その他	百万円	合計	411百万円	動産	54百万円	その他	百万円	合計	54百万円	1年内	46百万円	1年超	37百万円	合計	84百万円	支払リース料	46百万円	減価償却費相当額	19百万円	支払利息相当額	0百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>433百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>433百万円</td></tr> </table> 減価償却累計額相当額 <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>376百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>376百万円</td></tr> </table> 期末残高相当額 <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>57百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>57百万円</td></tr> </table> 未経過リース料期末残高相当額 <table border="0"> <tr><td>1年内</td><td>84百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>43百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>127百万円</td></tr> </table> 当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table border="0"> <tr><td>支払リース料</td><td>24百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>22百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>2百万円</td></tr> </table> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各年度の減価償却費相当額とする定率法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各年度への配分方法については、利息法によっております。 <p>2 オペレーティング・リース取引 (借主側)</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <table border="0"> <tr><td>1年内</td><td>8百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>8百万円</td></tr> </table> 	動産	433百万円	その他	百万円	合計	433百万円	動産	376百万円	その他	百万円	合計	376百万円	動産	57百万円	その他	百万円	合計	57百万円	1年内	84百万円	1年超	43百万円	合計	127百万円	支払リース料	24百万円	減価償却費相当額	22百万円	支払利息相当額	2百万円	1年内	8百万円	1年超	百万円	合計	8百万円
動産	73百万円																																																																																																							
その他	百万円																																																																																																							
合計	73百万円																																																																																																							
動産	23百万円																																																																																																							
その他	百万円																																																																																																							
合計	23百万円																																																																																																							
動産	50百万円																																																																																																							
その他	百万円																																																																																																							
合計	50百万円																																																																																																							
1年内	11百万円																																																																																																							
1年超	44百万円																																																																																																							
合計	55百万円																																																																																																							
支払リース料	6百万円																																																																																																							
減価償却費相当額	8百万円																																																																																																							
支払利息相当額	0百万円																																																																																																							
1年内	21百万円																																																																																																							
1年超	0百万円																																																																																																							
合計	22百万円																																																																																																							
動産	466百万円																																																																																																							
その他	百万円																																																																																																							
合計	466百万円																																																																																																							
動産	411百万円																																																																																																							
その他	百万円																																																																																																							
合計	411百万円																																																																																																							
動産	54百万円																																																																																																							
その他	百万円																																																																																																							
合計	54百万円																																																																																																							
1年内	46百万円																																																																																																							
1年超	37百万円																																																																																																							
合計	84百万円																																																																																																							
支払リース料	46百万円																																																																																																							
減価償却費相当額	19百万円																																																																																																							
支払利息相当額	0百万円																																																																																																							
動産	433百万円																																																																																																							
その他	百万円																																																																																																							
合計	433百万円																																																																																																							
動産	376百万円																																																																																																							
その他	百万円																																																																																																							
合計	376百万円																																																																																																							
動産	57百万円																																																																																																							
その他	百万円																																																																																																							
合計	57百万円																																																																																																							
1年内	84百万円																																																																																																							
1年超	43百万円																																																																																																							
合計	127百万円																																																																																																							
支払リース料	24百万円																																																																																																							
減価償却費相当額	22百万円																																																																																																							
支払利息相当額	2百万円																																																																																																							
1年内	8百万円																																																																																																							
1年超	百万円																																																																																																							
合計	8百万円																																																																																																							

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの
該当ありません。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
<p>当社は、平成14年12月4日開催の取締役会において、みずほ信託銀行株式会社との合併協議を開始することを決議しました。合併に関する概要は、下記の通りであります。</p> <p>なお、合併の方法等の詳細は未定であります。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 合併の目的 個人、法人フルラインの信託銀行として、お客様へ最高水準のサービスを一元的に提供できる体制を構築するため。</p> <p>2 合併の相手会社の名称及び主な事業の内容等 名称 みずほ信託銀行株式会社 主な事業の内容 信託業務、銀行業務 規模 (直前事業年度の状況) 経常収益 55,273百万円 当期損失 4,044百万円 資本金 115,000百万円 総資産の額 262,266百万円 総負債の額 114,770百万円 純資産の額 147,495百万円 信託財産額 30,249,679百万円 従業員数 1,359人</p> <p>3 合併のスケジュール 平成15年3月の予定。</p>		<p>当社は、平成15年5月29日、関係当局の認可を前提に、平成15年7月23日(予定)を期日として、当社子会社である株式会社みずほアセット(資本金5億円、総資産10億円)との間で、当社が吸収分割の方法により「ビジネス・リオーガナイゼーション推進営業」を分割し、株式会社みずほアセットに承継させる分割契約を締結いたしました。</p> <p>今回の会社分割は、再生・リストラニーズのあるお取引先の債権を銀行本体から新たに設立する再生専門子会社に分離すること等により、「企業再生の早期実現」に加え、「信用創造の一段の強化」を同時に推進することを目的としております。</p> <p>なお、分割対象となる具体的な資産・負債につきましては、分割期日までに確定するため、現時点における影響額は確定できません。</p>

(2) 【その他】

中間配当(商法第293条ノ5の規定による金銭の分配)

第134期(平成15年4月1日から平成16年3月31日まで)中間配当については、平成15年11月25日開催の取締役会において、これを行わない旨を決議いたしました。

信託財産残高表

資産				
科目	前中間会計期間末 (平成14年9月30日現在)		当中間会計期間末 (平成15年9月30日現在)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	893,085	16.43	1,343,357	3.54
有価証券	189,109	3.48	4,888,513	12.89
信託受益権	296,462	5.46	23,400,493	61.73
受託有価証券	9,971	0.18	415,206	1.10
貸付有価証券			97,714	0.26
金銭債権	713,852	13.13	3,943,720	10.40
動産不動産	1,848,605	34.01	2,175,446	5.74
地上権	9,639	0.18	9,639	0.03
土地の賃借権	83,008	1.53	83,008	0.22
その他債権	21,981	0.40	35,966	0.09
コールローン	57,496	1.06	27,166	0.07
銀行勘定貸	1,180,615	21.72	1,177,862	3.11
現金預け金	131,390	2.42	309,365	0.82
合計	5,435,219	100.00	37,907,461	100.00

負債				
科目	前中間会計期間末 (平成14年9月30日現在)		当中間会計期間末 (平成15年9月30日現在)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	1,313,189	24.16	13,702,293	36.15
年金信託			4,053,562	10.69
財産形成給付信託	6,331	0.12	6,632	0.02
貸付信託	1,060,654	19.51	827,948	2.18
投資信託			4,633,155	12.22
金銭信託以外の金銭の信託	190,700	3.51	1,786,869	4.71
有価証券の信託	9,980	0.18	3,198,330	8.44
金銭債権の信託	197,575	3.64	3,660,084	9.66
動産の信託	1,799	0.03	2,195	0.01
土地及びその定着物の信託	464,587	8.55	474,669	1.25
包括信託	2,190,401	40.30	5,561,718	14.67
その他の信託	0	0.00	0	0.00
合計	5,435,219	100.00	37,907,461	100.00

- (注) 1 共同信託他社管理財産 前中間会計期間末220,859百万円、当中間会計期間末6,386,042百万円
なお、共同信託他社管理財産には、職務分担型共同受託方式による信託財産の該当はありません。
- 2 元本補てん契約のある信託の貸出金 前中間会計期間末813,609百万円のうち、破綻先債権額は8,950百万円、延滞債権額は20,123百万円、3ヵ月以上延滞債権額は1,715百万円、貸出条件緩和債権額は25,559百万円であります。
また、これらの債権額の合計額は56,348百万円であります。ただし、上記債権額のうち、最終処理につながる措置である㈱整理回収機構への管理信託方式による処理分は、841百万円であります。
- 3 元本補てん契約のある信託の貸出金 当中間会計期間末663,147百万円のうち、破綻先債権額は5,081百万円、延滞債権額は10,435百万円、3ヵ月以上延滞債権額は617百万円、貸出条件緩和債権額は15,573百万円であります。
また、これらの債権額の合計額は31,707百万円であります。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 臨時報告書 平成15年5月29日 関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定(会社分割契約の締結)に基づき提出。

- (2) 有価証券報告書 事業年度 自 平成14年4月1日 平成15年6月27日
及びその添付書類 (第133期) 至 平成15年3月31日 関東財務局長に提出。

- (3) 臨時報告書 平成15年7月25日 関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定(特定子会社の異動)に基づき提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当ありません。

中間監査報告書

平成14年12月17日

みずほアセット信託銀行株式会社
取締役社長 衛 藤 博 啓 殿

新日本監査法人

代表社員 関与社員	公認会計士	金	田	英	成	Ⓔ
代表社員 関与社員	公認会計士	高	尾	幸	治	Ⓔ
関与社員	公認会計士	菅	原	和	信	Ⓔ

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているみずほアセット信託銀行株式会社の平成14年4月1日から平成15年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成14年4月1日から平成14年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。

この中間監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において当監査法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略し、また、連結子会社については、中間監査実施基準三に準拠して分析的手続、質問及び閲覧等から構成される監査手続を実施した。

中間監査の結果、中間連結財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、前連結会計年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、中間連結財務諸表の表示方法は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号)の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、当監査法人は、上記の中間連結財務諸表がみずほアセット信託銀行株式会社及び連結子会社の平成14年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成14年4月1日から平成14年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

特記事項

重要な後発事象の項に記載のとおり、中間連結財務諸表提出会社は平成14年12月4日開催の取締役会において、みずほ信託銀行株式会社との合併協議を開始することを決議した。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成15年12月18日

みずほ信託銀行株式会社

取締役社長 衛 藤 博 啓 殿

新日本監査法人

代表社員
関与社員 公認会計士 金 田 英 成 ⑩

代表社員
関与社員 公認会計士 高 尾 幸 治 ⑩

関与社員 公認会計士 江 見 睦 生 ⑩

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているみずほ信託銀行株式会社の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成15年4月1日から平成15年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、みずほ信託銀行株式会社及び連結子会社の平成15年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成15年4月1日から平成15年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

中間監査報告書

平成14年12月17日

みずほアセット信託銀行株式会社
取締役社長 衛 藤 博 啓 殿

新日本監査法人

代表社員 関与社員	公認会計士	金 田 英 成	Ⓔ
代表社員 関与社員	公認会計士	高 尾 幸 治	Ⓔ
関与社員	公認会計士	菅 原 和 信	Ⓔ

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているみずほアセット信託銀行株式会社の平成14年4月1日から平成15年3月31日までの第133期事業年度の中間会計期間(平成14年4月1日から平成14年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。

この中間監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において当監査法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略した。

中間監査の結果、中間財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、前事業年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、中間財務諸表の表示方法は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、当監査法人は、上記の中間財務諸表がみずほアセット信託銀行株式会社の平成14年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成14年4月1日から平成14年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

特記事項

重要な後発事象の項に記載のとおり、会社は平成14年12月4日開催の取締役会において、みずほ信託銀行株式会社との合併協議を開始することを決議した。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成15年12月18日

みずほ信託銀行株式会社

取締役社長 衛 藤 博 啓 殿

新日本監査法人

代表社員
関与社員 公認会計士 金 田 英 成 ⑩

代表社員
関与社員 公認会計士 高 尾 幸 治 ⑩

関与社員 公認会計士 江 見 睦 生 ⑩

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているみずほ信託銀行株式会社の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの第134期事業年度の中間会計期間(平成15年4月1日から平成15年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、みずほ信託銀行株式会社の平成15年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成15年4月1日から平成15年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管している。

